

川崎港港湾計画資料(その2)

－ 改 訂 －

令和6年11月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

目 次

第 1 章 地域の概要	1
1-1 概 況	1
1-2 神奈川県環境基本計画	1
1-3 川崎市環境基本計画	5
1-4 東京湾再生のための行動計画（第三期）	9
1-5 下水道計画	10
1-6 公害に関する苦情	13
第 2 章 環境の現況	14
2-1 大気質の現況	14
2-2 騒音の現況	27
2-3 振動の現況	34
2-4 悪臭の現況	37
2-5 潮流の現況	39
2-6 水質の現況	54
2-7 底質の現況	72
2-8 地形の現況	76
2-9 生物の現況	76
2-10 生態系の現況	97
2-11 景観の現況	98
2-12 人と自然との触れ合い活動の場の現況	100
2-13 その他の現況	102
第 3 章 環境への影響と評価	104
3-1 基本方針	104
3-2 大気質への影響の予測と評価	106
3-3 騒音による影響の予測と評価	130
3-4 振動による影響の予測と評価	137
3-5 悪臭による影響の予測と評価	138
3-6 潮流への影響の予測と評価	139
3-7 水質への影響の予測と評価	163
3-8 底質への影響の予測と評価	183
3-9 地形への影響の予測と評価	183
3-10 生物への影響の予測と評価	183
3-11 生態系への影響の予測と評価	183
3-12 景観への影響の予測と評価	184
3-13 人と自然との触れ合い活動の場への影響の予測と評価	184
3-14 その他への影響の予測と評価	184
第 4 章 総合評価	185

第 1 章 地域の概要

1-1 概 況

川崎市は神奈川県 of 東北部に位置し、北は多摩川を境にして東京都に相對し、西南は横浜市及び東京都稲城市に接し、東南は東京湾中部の西岸に面している。

市域面積は約144km²で東西に細長く、北西部は多摩川沿いの平地と多摩丘陵の段丘からなっており、東南部一帯は多摩川のデルタ地帯で、平地が展開し海岸に達している。川崎港の背後地域は、多摩川の流出上砂により形成された沖積層の平坦地で、海岸部は全て埋立地である。

市の人口は昭和48年に100万人に達し、昭和63年には約113万人となっており、令和6年4月に155万人に達した。川崎港の背後地域は工業による土地利用が大きな比重を占め、石油、鉄鋼等の工場が臨海部と多摩川沿いに立地し、内陸部には小規模な工場が見受けられる。近年は生産拠点から研究開発・技術イノベーション拠点への転換が進んでいる。

1-2 神奈川県環境基本計画

神奈川県環境基本計画は、神奈川県環境基本条例第7条に基づいて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定め、県の施策等に対する環境配慮を促進するために平成9年3月に策定され、2023年度には、深刻化する気候変動の影響や生物多様性の損失などを踏まえ、4回目となる計画改定を行った。

本計画では、神奈川県の環境の現況と課題を踏まえ、環境を保全・創造するための施策を示すとともに、施策ごとの取組及び、重点的に取り組むべき課題について明らかにしている。施策ごとの取組については、表 1-2.1に、重点的に取り組むべき課題については表 1-2.2に示すとおりである。

本計画の基本理念や長期的な目標については、2024年度から2030年度までを計画期間として設定されている。

表 1-2.1(1) 神奈川県環境基本計画における施策分野ごとの主な取組

分野	施策の柱	主な取組
気候変動への対応	緩和策	● 省エネルギー対策・電化・スマート化 ● 人流・物流のゼロカーボン化 ● 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ● 水素社会の実現に向けた取組 ● イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ● 吸収源対策 ● 循環型社会の推進 ● CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ● 横断的な取組（脱炭素教育の推進等） ● 県庁の率先実行
	適応策	● 農業・林業・水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ● 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ● 自然生態系分野の対策（生物の分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策） ● 自然災害・沿岸域分野の対策（洪水、土砂崩れ等に関する災害対策） ● 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策） ● 産業・経済活動分野の対策（製造業、観光業に関する対策） ● 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） ● 分野横断的な取組（情報発信、環境教育）
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	● 県内のエリアごとの取組 ・ 丹沢エリア（ブナ林等自然林の保全・再生） ・ 箱根エリア（自然公園の適正利用の推進） ・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け） ・ 都市・近郊エリア（身近なみどりの保全） ・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり） ・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全）
	自然環境の保全に資する広域的な取組	● 野生鳥獣との共存を目指した取組 ● 外来生物の監視と防除 ● 法令・制度等を活用した生態系の保全 ● 生物多様性への負荷を軽減する取組 ● 水源環境の保全・再生

出典：「神奈川県環境基本計画 2024 年度から 2030 年度の事業計画、令和 6 年 3 月、環境農政局 環境部環境課環境計画グループ」

表 1-2.1(2) 神奈川県環境基本計画における施策分野ごとの主な取組

分野	施策の柱	主な取組
自然環境の保全	自然環境の保全 に向けた行動の促進	● 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など
循環型社会の形成	資源循環の推進	● 排出抑制、再使用の推進 ● 再生利用等の推進 ● 環境教育・学習及び人材育成の推進等
	適正処理の推進	● 廃棄物の適正処理の推進 ● 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 ● クリーン活動の推進
	災害廃棄物対策	● 災害廃棄物対策
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	● 大気環境の常時監視等 ● 光化学オキシダント、PM2.5 等への対応
	水環境の保全、更なる向上	● 水質環境の常時監視等 ● 土壌汚染・地下水汚染対策等 ● 地盤沈下対策等 ● 生活排水処理施設の整備促進
	騒音・振動等への対策	● 工場、事業場等への立入検査等 ● 自動車等騒音調査
	化学物質等によるリスクの低減	● 実態把握、環境保全対策の推進 ● アスベストへの対応
横断的な取組	環境教育・学習の推進	● 県民による環境学習の促進 ● 学校等における環境教育への支援
	多様な主体との連携による施策の推進	● パートナーシップによって推進する取組 ● 国際貢献、広域的な取組
	その他	● 県庁の率先実行 ● デジタル化の推進 ● 県試験研究機関等での調査・研究等 ● グリーンファイナンスの活用 ● 自然を活用した社会課題の解決

出典：「神奈川県環境基本計画 2024 年度から 2030 年度の事業計画、令和 6 年 3 月、環境農政局 環境部環境課環境計画グループ」

表 1-2.2 各分野における主な個別計画

分野	計画名称	概要
気候変動への対応	神奈川県地球温暖化対策計画	地球温暖化対策に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本的な計画、かつ再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画
自然環境の保全	かながわ生物多様性計画	生物多様性の保全に向け、地域の特性に応じた取組及び多様な主体による行動促進の取組を進めるための基本的な計画
循環型社会の形成	神奈川県循環型社会づくり計画	「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政が連携し、循環型社会形成への取組を進めるための計画
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 (大気関係)	自動車排出窒素酸化物等の総量を削減する各種対策を、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で総合的かつ計画的に推進するために策定している計画
	東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (水質関係)	閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、東京湾に流入する化学的酸素要求量等の令和6年度の目標量及び目標達成に向けた事項を定めた計画

出典：「神奈川県環境基本計画 2024年度から2030年度の事業計画、令和6年3月、環境農政局 環境部環境課環境計画グループ」

1-3 川崎市環境基本計画

川崎市環境基本計画は、川崎市環境基本条例第8条に基づき、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市基本構想及び「川崎新時代2010プラン」を踏まえて令和3年2月に全面改定を行い策定した。

本計画においては、「めざすべき環境像」である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」の実現のための3つの具体的な像としての「力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む」、「川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る」、「これまで培った『協働の精神』を次の世代へ引き継ぐ」として具体的な目標を設置し、環境施策を展開、推進することとしている。

具体的な目標は表 1-3. 1に、環境施策の体系は表 1-3. 2に示すとおりである。

本計画の対象地域は川崎市全域であり、令和3年度から10年間を実施期間と定めている。

表 1-3.1 川崎市環境基本計画における具体的な目標

環境要素	目標	参考指標
脱炭素化	地域環境の保全に取り組み、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現をめざす	・温室効果ガス排出量 2030 年度までに 1990 年度比 30%以上削減、2013 年度比 20%以上削減（現状：2,259 万トン-CO² (2018 年度)） ・再生可能エネルギー導入量 現状より増加すること（現状：200,000kw(2019 年度)）
自然共生	緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす	・緑地(樹林地・農地)の保全面積 2027 年度までに樹林地は 300ha、農地は 343ha（現状：樹林地は 247ha、農地は 361ha (2019 年度)） ・公園緑地面積 2027 年度までに 830ha（現状：791ha (2019 年度)） ・市街地における緑化地面積 2027 年度までに 1,082ha（現状：976ha (2019 年度)）
大気や水などの環境保全	大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、科学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす	・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）の下限值（0.04pm）以下を達成した測定局数：対策目標値の下限值以下の達成局数の増加（現状：18 局中 15 局 (2019 年度)） ・微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準を達成した測定局数：全測定局の環境基準達成の維持（現状：16 局全局 (2019 年度)） ・光化学オキシダント環境改善評価指標 (2020 年度から算定)：評価指標値の低減 ・河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数：河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数の増加（現状：河川は 12 地点全地点、海域は 6 地点中 3 地点 (2019 年度)） ・PRTR 制度対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量：現状を維持又は低減（現状：1,060 トン (2018 年度)）
資源循環	リサイクル(再生利用)はもとより、より環境負荷が少ない 2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす	・市民 1 人当たりの 1 日ごみ排出量 2025 年度までに市民 1 人当たりの 1 日ごみ排出量を 898 g まで削減(現状：905g (2019 年度)） ・ごみ焼却量 2025 年度までにごみ焼却量を 33 万トンまで削減（現状：35.6 万トン (2019 年度)） ・資源化率(家庭系) 現状より増加すること(現状：26.2% (2019 年度)）

出典：「川崎市環境基本計画、令和 3 年 2 月、川崎市環境局総務部企画課」

表 1-3.2(1) 川崎市環境基本計画における環境施策の体系

環境政策の目標			
めざすべき環境像	本方針	環境要素	環境要素ごとの目標
豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ	①力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む ②川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る ③これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ	脱炭素化	地球環境の保全に取り組み、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること（脱炭素化）の実現をめざす
		自然共生	緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす
		大気や水などの環境保全	大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす
		資源循環	リサイクル（再生利用）はもとより、より環境負荷が少ない 2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす

出典：「川崎市環境基本計画、令和3年2月、川崎市環境局総務部企画課」

表 1-3. 2(2) 川崎市環境基本計画における環境施策の体系

基本的施策			
基本方針に基づき 取り組む 3 つの柱	環境要素ごとに取り組む施策		
① 環境施策を通じて多様な課題にこえる地域づくりに向けた取組の推進 【複合的な視点による環境施策の展開、緩和策・適応策の推進、防災・減災対策の推進】 ② 地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献 ③ 環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化	脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む	地域から地球温暖化対策の推進	環境配慮指針
		再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用	
		気候変動の影響への適応	
	都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む	緑の保全・創出・育成及び活用	環境配慮指針
		水と緑のネットワークの形成・充実	
		生物多様性の保全	
	快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む	良好な大気環境の保全及び共創	環境配慮指針
		良好な水環境の保全及び共創	
		適正な化学物質管理の推進	
	環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む	2R(リデュース・リユース)の更なる推進	環境配慮指針
		リサイクルの促進や有効利用	
		安全かつ安心な生活環境づくりの推進	

出典：「川崎市環境基本計画、令和3年2月、川崎市環境局総務部企画課」

1-4 東京湾再生のための行動計画（第三期）

東京湾では、平成13年に当時の7都県市（現9都県市）及び関係省庁からなる「東京湾再生推進会議」が設置され、川崎市は当初より参画している。平成15年に「東京湾再生のための行動計画」を策定し、当面10年間を目標として、「陸域負荷の削減」及び「海域における環境改善」並びに「モニタリング」のための総合的かつ計画的な取組が各機関連携により進められてきた（第一期）。

第一期期間を踏まえ、平成25年に策定された「東京湾再生のための行動計画（第二期）」においては、第一期に引き続き「陸域負荷の削減」及び「海域における環境改善」並びに「モニタリング」に関する各取り組みを推進するとともに、東京湾の環境改善に向けた活動や行動の輪を広げるため、企業、NPO、研究者等、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」を設置し、その活動を支援してきた（第二期）。

第二期期間においては、東京湾の環境は長期的には一定の改善がみられるとの評価がなされたものの、湾内の水質については、依然として目標の完全な達成には至らず、引き続き東京湾再生を目指す関係者の連携をより一層強化していくことが重要であるとされた。

以上を踏まえ、第三期行動計画では、以下の取組、施策等を行う計画としている。

第三期計画の推進体制は表 1-4.1に示すとおりである。

表 1-4.1 東京湾再生のための行動計画（第三期）の概要

全体目標		快適に水遊びができ、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい豊かな「海」を多様な主体が協力することで取り戻す～流域3,000万人の心を豊かにする「東京湾」の創出～
計画期間		令和5年度から令和14年度までの10年間
目標の柱		・豊かな水環境の実現 ・楽しく、親しみやすい東京湾の創出 ・活動の環（わ）の拡大
目標達成のための施策	陸域	・汚濁負荷量の削減、進捗状況の把握及び周知・啓発 ・汚水処理施設、高度処理の整備・普及 ・河川の浄化対策 ・有機汚濁対策 ・湿地や河口干潟再生等の自然再生の促進 ・面源から発生する汚濁負荷の削減 ・浮遊ゴミ等の回収等
	海域	・ゴミ回収や底質及び水質改善に関する取組の継続的かつ着実な実施 ・生物多様性に貢献するブルーインフラの持続可能な保全・再生・創出の実施 ・過去の土砂採取等による深掘り跡の埋め戻し ・関係自治体、市民団体等を含めた活動の輪の拡大や活動等に対する更なる理解の醸成
	モニタリング	・東京湾水質一斉調査、三番瀬自然環境調査事業の実施 ・東京湾のモニタリング ・調査の周知および調査結果活用検討
	官民連携等（各分野共通）	・関係機関の一層の連携強化 ・「東京湾の日」（10月1日）等のイベントによる普及啓発
アピールポイントの設定		沿岸部の施策の効果を特に実感しやすい象徴的な場所として、7か所のアピールポイントを設定する。

出典：「東京湾再生のための行動計画（第三期）」（令和5年3月 東京湾再生推進会議）

1-5 下水道計画

川崎市における令和5年度の公共下水道の整備状況は、表 1-5.1に示すとおりであり、下水道普及率（処理区域人口／行政区域人口×100）でみると99.5%と高い整備率となっている。

川崎港の周辺地域における下水道の整備状況は、図 1-5.1及び表 1-5.2に示すとおりである。

表 1-5.1 川崎市の下水道整備状況

(令和5年3月31日現在)

規定等に関する項目	面積・人口・普及率
行政区域面積 (ha)	14,435
市街区域面積 (ha)	12,728
下水道計画処理面積 (ha)	11,290
認可区域面積 (A) (ha)	11,290
排水区域面積 (B) (ha)	10,721
処理区域面積 (C) (ha)	10,721
行政区域人口 (D) (人)	1,541,640
排水区域人口 (E) (人)	1,534,852
処理区域人口 (F) (人)	1,534,852
排水面積普及率 (B/A×100) (%)	94.9
処理面積普及率 (C/A×100) (%)	94.9
排水区域普及率 (E/D×100) (%)	99.5
処理人口普及率 (F/D×100) (%)	99.5

出典：「令和4年度水道事業・工業用水道事業・下水道事業統計年報、川崎市上下水道局」



図 1-5.1 川崎市の下水道整備状況

表 1-5.2 下水処理場の概要（入江崎水処理センター）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

処理区域面積 (ha)		計画	2, 009	流入水質 (mg/L)	BOD	計画	170
		現在	2, 006		SS	計画	120
処理区域人口 (人)		計画	322, 700	放流水質 (mg/L)	BOD	計画	15
		現在	357, 201		SS	計画	—
		処理人口	357, 052	認 可 年月日	都市計画法計画決定		H8. 1. 31
処理 能力	日最大 (m ³ /日)	計画	318, 600		都市計画法事業認可		H8. 3. 29
		現有	369, 000		下水道法事業計画認可		H8. 3. 15
	雨天時最大 (m ³ /日)	計画	766, 400	所在地	川崎区塩浜 3-17-1		
		現有	766, 400	敷地面積 (m ²)		196, 000	
処理方式		標準活性汚泥法 担体利用・嫌気-無酸素 -好気法		事業費※ (千円)		29, 000, 000	
				稼働年月日		S36. 9. 25	
				※事業費は当初計画事業費を示す。			
放流水域		東京湾					
排除方式		合流式					

出典：「令和 4 年度水道事業・工業用水道事業・下水道事業統計年報、川崎市上下水道局」

1-6 公害に関する苦情

川崎市における最近5年間の公害苦情件数は、表 1-6.1に示すとおりであり、令和3年度の地区別公害苦情件数は、表 1-6.2に示すとおりである。

表 1-6.1 種類別公害苦情件数の年度別推移

種類 年度	大気汚染				水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他								
平成 29 年	23	37	0	1	22	0	282	63	1	57	0	486
平成 30 年	30	38	0	0	27	0	248	69	0	36	4	452
令和元年	33	47	1	2	17	1	236	71	0	79	11	498
令和 2 年	34	60	0	3	22	0	561	109	0	109	6	907
令和 3 年	35	71	0	3	18	1	470	116	0	91	16	821

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

表 1-6.2 地区別公害苦情件数（令和 3 年度）

地域		大気汚染				水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
川 崎 区	大師	2	5	0	0	1	0	17	4	0	12	0	41
	山島	0	4	0	0	0	0	12	3	0	11	0	30
	川崎	2	6	0	1	1	0	53	11	0	9	0	83
	小計	4	15	0	1	2	0	82	18	0	32	0	154
幸 区		1	9	0	0	0	0	41	9	0	3	3	66
中原区		3	12	0	2	0	0	79	29	0	10	1	136
高津区		5	9	0	0	3	1	104	19	0	13	8	162
宮前区		3	7	0	0	5	0	49	17	0	6	4	91
多摩区		6	8	0	0	6	0	56	8	0	13	0	97
麻生区		13	11	0	0	2	0	37	10	0	13	0	86
区不明		0	0	0	0	0	0	22	6	0	1	0	29
合 計		35	71	0	3	18	1	470	116	0	91	16	821

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

第 2 章 環境の現況

2-1 大気質の現況

(1) 環境基準等

大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、表 2-1.1 に示すとおりである。

表 2-1.1 (1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	サルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

表 2-1.1 (2) 大気汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1 年平均値が $0.6 \mu\text{g-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備 考： - この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。 - 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものをいう。 - 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトロキシドその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性オキシ化剤の溶液から酸素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 - ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（TCDF）の毒性に換算した値とする。 - 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

出典 1：「大気に係る環境基準について、昭和 48 年 5 月、環境庁告示第 25 号」

2：「二酸化に係る環境基準について、昭和 53 年 7 月、環境庁告示第 38 号」

3：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について、平成 30 年 11 月、環境庁告示第 100 号」

4：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について、令和 4 年、環境庁告示第 89 号」

5：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について、平成 21 年 9 月、環境庁告示第 33 号」

(2) 発生源の状況

川崎港及びその周辺（川崎区）における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届出数は、表 2-1.2 に示すとおりであり、ばい煙発生施設設置届出工場又は事業場数は、表 2-1.3 に示すとおりである。

また、同法に基づく粉じん発生施設は、表 2-1.4 及び表 2-1.5 に示すとおりである。

表 2-1.2 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届出数

（令和 4 年 3 月末現在）

施 設	地 区	川崎市合計	川 崎 区		
			大 師	田 島	川 崎
ボイラー		694	164	57	93
ガス発生炉・ガス加熱炉		5	0	3	0
焙焼炉・焼結炉・か焼炉		1	0	1	0
溶鉱炉・転炉・平炉		6	1	5	0
金属溶解炉		7	2	5	0
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉		85	22	59	0
石油加熱炉		107	98	9	0
触媒再生炉		2	2	0	0
燃焼炉		5	5	0	0
窯業焼成炉・溶融炉		3	0	3	0
反応炉・直火炉		4	3	1	0
乾燥炉		31	15	15	0
電気炉		14	5	9	0
廃棄物焼却炉		37	21	7	2
銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉		0	0	0	0
乾燥施設		0	0	0	0
塩素急冷施設		0	0	0	0
溶解槽		0	0	0	0
活性炭製造用反応炉		0	0	0	0
塩素・塩化水素反応施設等		17	9	8	0
電解炉		0	0	0	0
りん酸質肥料等製造施設		0	0	0	0
弗酸製造用施設		2	1	1	0
トリポリりん酸ナトリウム製造用施設		0	0	0	0
溶解炉（鉛二次精錬）		2	0	2	0
溶解炉（鉛蓄電池）		0	0	0	0
鉛系顔料製造用溶解炉等		0	0	0	0
硝酸製造用施設		0	0	0	0
コークス炉		3	0	3	0
ガスタービン		139	33	8	18
ディーゼル機関		449	119	53	55
ガス機関		50	13	1	14
ガソリン機関		0	0	0	0
合 計		1,663	513	250	182
			945		

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

表 2-1.3 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届出工場又は事業場数

(令和4年3月末現在)

地 区	川崎市合計	川 崎 区		
		大 師	田 島	川 崎
工場又は事業場	477	208		
		100	43	65

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

表 2-1.4 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設設置届出数

(令和4年3月末現在)

施 設	川崎市合計	川 崎 区		
		大 師	田 島	川 崎
コークス炉	3	0	3	5
堆積場	41	15	19	0
ベルトコンベア・バケットコンベア	676	85	556	0
粉砕機・摩砕機	39	10	27	5
ふるい	94	12	82	0
合 計	853	132	687	5
		824		

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

表 2-1.5 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設設置届出工場又は事業場の数

(令和4年3月末現在)

施 設	川崎市合計	川 崎 区		
		大 師	田 島	川 崎
工場又は事業場	40	30		
		14	15	1

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

(3) 調査概要（監視・測定体制）

川崎港及びその周辺（川崎区）における令和3年度の大気環境測定所は6ヵ所（自動車排出ガス測定所3ヵ所を含む）であり、各測定所の測定項目は、表 2-1.6に示すとおりである。大気環境測定所の位置は、図 2-1.1に示すとおりである。

表 2-1.6 大気汚染測定場所及び測定項目

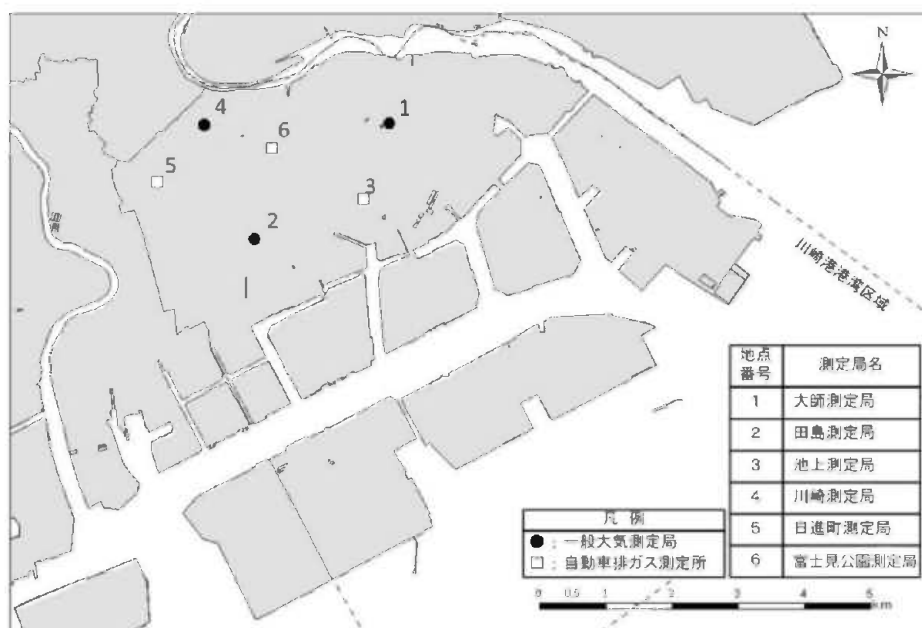
番号	測定局	川崎市川崎区 住所(番地)	測定項目						
			二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	有害大気汚染物質	微小粒子状物質
1	大師測定局	台町 26-7	○	○	○	○		○	○
2	田島測定局	田島町 20-5	○	○	○	○	○		○
3	川崎測定局	宮本町 3-3	○	○	○	○			○
4	池上測定局*	池上町 3		○		○	○	○	○
5	日進町測定局*	日進町 23-1		○		○	○		○
6	市役所前測定局*	宮本町 1		○		○	○		○
7	富士見公園測定局*	富士見 1-1-6		○		○	○		○

注1 : *の測定所は自動車排出ガス測定局を示す。

注2 : 市役所本庁舎建て替え工事に伴い、令和2年度途中で市役所前から富士見公園へ測定局を移設した。市役所前測定局は市役所本庁舎建て替え工事の影響もあり、それぞれ有効測定時間が年間 6,000 時間に満たなかったことから、参考である。

出典1 : 「大気環境情報、川崎市ホームページ」

2 : 「令和4年度環境局事業概要-公害編- 令和5年3月、川崎市」



出典 : 「大気環境情報、川崎市ホームページ」

「令和4年度環境局事業概要-公害編- 令和5年3月、川崎市」

図 2-1.1 大気環境測定所の位置

(4) 調査結果

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果及び経年変化は、それぞれ表 2-1.7及び図 2-1.2に示すとおりである。

表 2-1.7 二酸化硫黄の測定結果

(令和3年度)

項目 測定所	有効 測定 日数 (日)	日平均値 の年間 2% 除外値 ^(※1) (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日 以上連続し た回数 (回)	1時間値が 0.10ppmを 超えた時間 数 (時間)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	環境基準の評価 適合 ○ 不適合 ×	
						長期 (※2)	短期 (※3)
大 師	281	0.003	0	0	0	○	○
田 島	362	0.002	0	0	0	○	○
川 崎	357	0.002	0	0	0	○	○

注：環境目標値：環境基準値と同じ、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.10ppm以下

※1：「年間2%除外値」とは年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値

※2：環境基準の長期的評価：次の①及び②に適合した場合を「達成」と評価し、「○」で表示した。

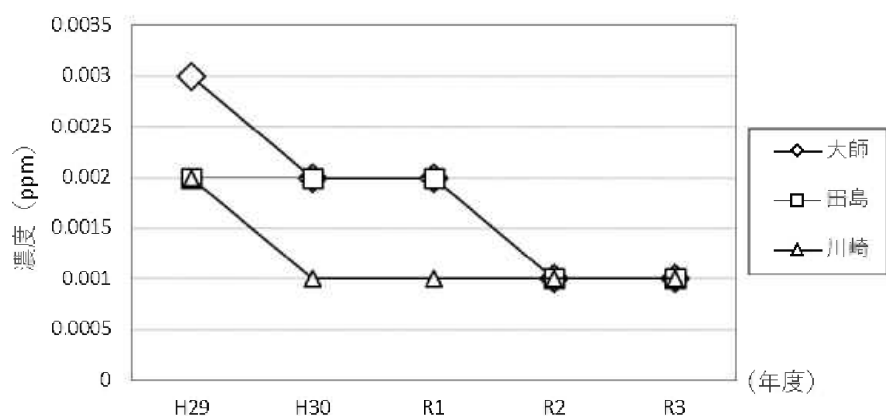
①2%除外値が0.04ppm以下、②日平均値0.04ppmを超えた日数が2日以上連続しないこと。

※3：環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を適合した場合「達成」と評価し、○で表示し、①または②のどちらかを適合しなかった場合を「非達成」と評価し、「×」で表示した。

①1時間値が0.1ppm以下、②日平均値がすべての有効日数で0.04ppm以下

出典 1：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

2：「川崎市の大気データ、川崎市環境局資料」



出典：「令和4年度環境局事業概要 公害編」、令和5年3月、川崎市」

図 2-1.2 二酸化硫黄の経年変化（年度平均値）

② 二酸化窒素

一般大気測定所及び自動車排出ガス測定所における二酸化窒素の測定結果及び経年変化は、それぞれ表 2-1.8及び図 2-1.3に示すとおりである。

表 2-1.8 二酸化窒素の測定結果

(令和3年度)

項目 測定所	有効 測定 日数 (日)	日平均値 の年間 98%値 ^(※1) (ppm)	環境目標値に適合 した日数と その割合 ^(※3) (日/%)		環境基準値に適合 しなかった日数と その割合 (日/%)		年平均値 (ppm)	環境基準の 評価 ^(※2) 適 合 ○ 不適 合 ×
大 師	267	0.036	267	100	0	0	0.016	○
田 島 ^(4※)	220	(0.030)	(220)	(100)	(0)	(0)	0.016	○
川 崎	333	0.037	333	100	0	0	0.017	○
池 上*	361	0.047	361	100	0	0	0.026	○
日 進 町*	359	0.035	359	100	0	0	0.017	○
富士見公園*	360	0.036	360	100	0	0	0.019	○

注：1. *の測定所は自動車排出ガス測定局を示す。

2. 環境目標値：1時間値の1日平均値0.02ppm以下

※1：「年間98%値」とは、年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当する日平均値

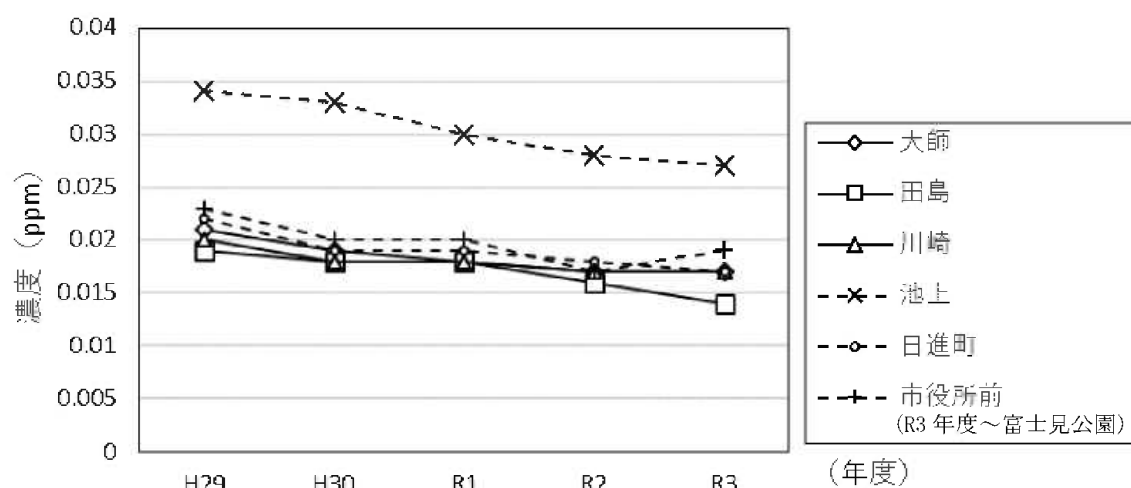
※2：環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合を「達成」と評価し、「○」で、日平均値の年間98%値が0.06ppm超過の場合を「非達成」と評価し、「×」で表示した。

※3：環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.06ppmを超えた日数を引いた日数とした

※4：測定装置故障により、有効測定時間が年間6,000時間に満たなかったことから、環境基準の評価対象外であり、()内の数値は参考値である

出典1：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

2：「川崎市の大気データ、川崎市環境局資料」



注：1. 令和2年度は、市役所本庁建替え工事に伴い、年度途中で市役所前から富士見公園へ測定局を移設したことにより、有効測定時間が年間6,000時間に満たなかったことから、市役所前の数値は参考値である。

出典：「令和4年度環境局事業概要 公害編、令和5年3月、川崎市」

図 2-1.3 二酸化窒素の経年変化（年度平均値）

③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果は、表 2-1.9に示すとおりである。

また、昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた日数及び注意報の発令基準である0.12ppmを超えた日数の経年変化は、図 2-1.4に示すとおりである。

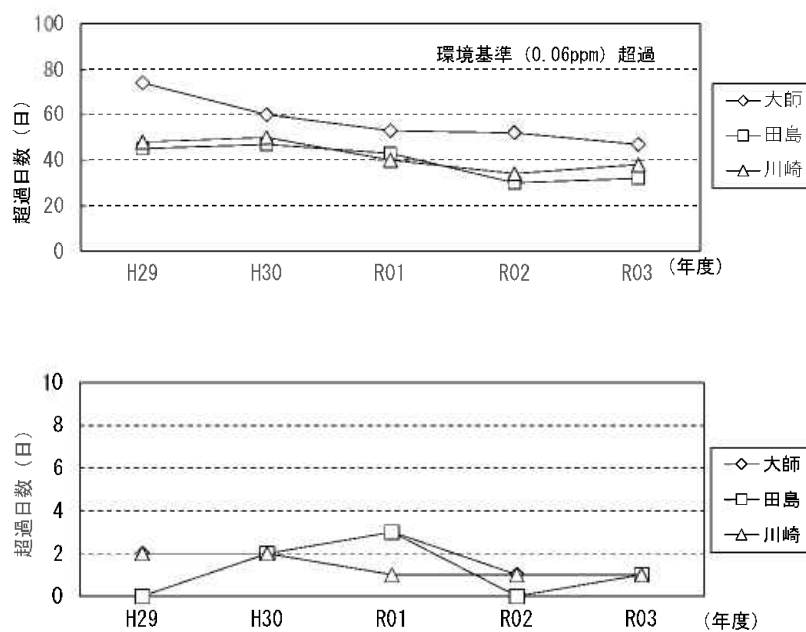
表 2-1.9 光化学オキシダントの測定結果

(令和3年度)

項目 測定局	昼間 測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数とその割合		昼間の1時 間値の最高 値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数とその割合		環境基準の 評価 ^(※1)	
		(時間)	(%)		(日)	(%)	適 合 ○	不適 合 ×
大 師	4,465	121	2.7	0.140	1	0.3	×	
田 島	5,366	107	2.0	0.138	1	0.3	×	
川 崎	5,373	147	2.7	0.138	1	0.3	×	

※1：環境基準の評価：1時間値が全て0.06ppm以下であった場合を「達成」と評価し、「○」で、それ以外の場合を「非達成」と評価し、「×」で表示した。

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」



出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」
「神奈川の大气汚染 平成29年～令和3年 神奈川県」

図 2-1.4 昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準等を超えた日数の経年変化

④ 粉じん（浮遊粒子状物質）

粉じん（浮遊粒子状物質）の測定結果及び経年変化は、それぞれ表 2-1.10及び図 2-1.5に示すとおりである。

表 2-1.10 粉じん（浮遊粒子状物質）の測定結果

（令和 3 年度）

測定所	有効測定日数 (口)	日平均値の 年間 2% 除外値 ^(※1) (mg/m ³)	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続した回 数(回)	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた 日数 (日)	年平均 値 (mg/m ³)	環境基準の 評価 適合 ○ 不適合 ×	
							長期 ^(※2)	短期 ^(※3)
大 師	300	0.033	0	0	0	0.013	○	○
田 島	361	0.032	0	0	0	0.014	○	○
川 崎	357	0.028	0	0	0	0.011	○	○
池 上 *	360	0.035	0	0	0	0.015	○	○
日 進 町*	359	0.027	0	0	0	0.011	○	○
富士見公園*	360	0.041	0	0	0	0.015	○	○

注：1. *の測定所は自動車排出ガス測定局を示す。

2. 環境目標値：日平均値が 0.075mg/m³以下、年平均値が 0.0125mg/m³以下

※1：「年間 2%除外値」とは年間にわたる日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値

※2：環境基準の長期的評価：次の①及び②に適合した場合を「達成」と評価し、「○」で表示した。

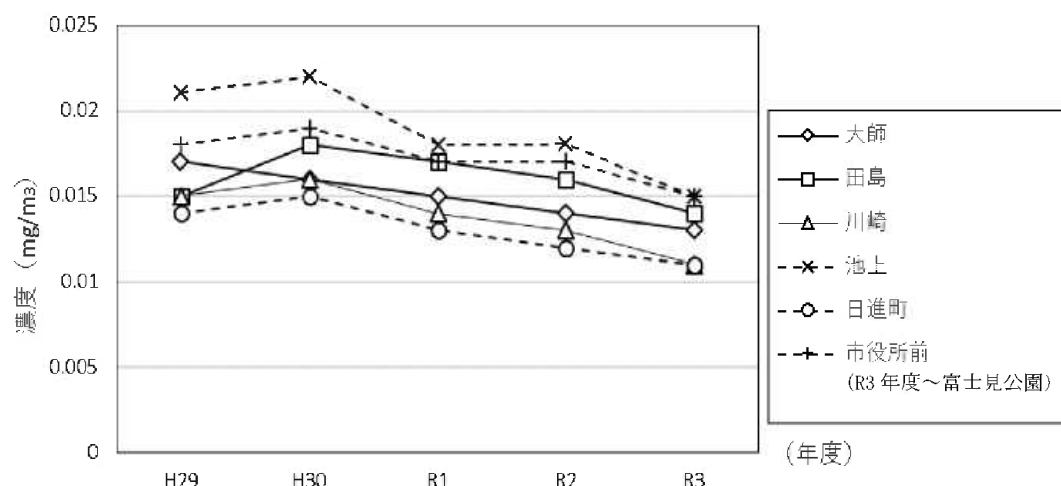
①日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³以下

②日平均値 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと

※3：環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を適合した場合を「達成」と評価し、「○」で、①または②のどちらかを適合しなかった場合を「非達成」と評価し、「×」で表示した。

①1 時間値が 0.20mg/m³以下、②日平均値が 0.10mg/m³以下

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」



注：1. 令和 2 年度は、市役所本庁建替え工事に伴い、年度途中で市役所前から富士見公園へ測定局を移設したことにより、市役所前の数値は参考値である。

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

図 2-1.5 粉じん（浮遊粒子状物質）の経年変化（年度平均値）

⑤ 一酸化炭素

一般大気測定所及び自動車排出ガス測定所における一酸化炭素の測定結果及び経年変化は、それぞれ表 2-1.11及び図 2-1.6に示すとおりである。

表 2-1.11 一酸化炭素の測定結果

(令和3年度)

項目 測定所	有効 測定 日数 (日)	日平均値の 年間2%除 外値 ^(※1) (ppm)	日平均値 が10ppmを 超えた日が 2日以上 連続した回 数(回)	1時間値の 8時間平均 値が20ppm を超えた回 数(回)	1日平均値 が10ppmを 超えた日数 (日)	年平均値 (ppm)	環境基準の 評価 適合 ○ 不適合 ×	
							長期 (※1)	短期 (※2)
田 島	365	0.5	0	0	0	0.3	○	○
池 上 *	361	0.7	0	0	0	0.4	○	○
日 進 町 *	364	0.6	0	0	0	0.3	○	○
富士見公園*	364	0.5	0	0	0	0.3	○	○

注：*の測定所は自動車排出ガス測定局を示す。

※1：「年間2%除外値」とは年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値

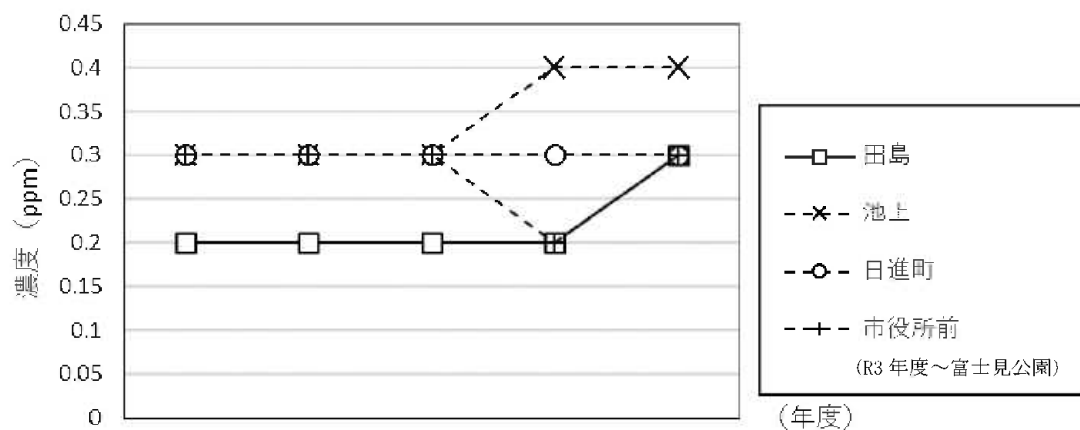
※2：環境基準の長期的評価：次の①及び②に適合した場合を「達成」と評価し、「○」で表示した。

①年間2%除外値が10ppm以下、②日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

※3：環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を適合した場合を「達成」と評価し、「○」で、①または②のどちらかを適合しなかった場合を「非達成」と評価し、「×」で表示した。

①8時間平均値が20ppm以下、②日平均値が10ppm以下

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」



出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

図 2-1.6 一酸化炭素の経年変化 (年度平均値)

⑥ 有害大気汚染物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの測定結果は、表 2-1.12に示すとおりである。

表 2-1.12 有害大気汚染物質の測定結果

(令和 3 年度)

項目 測定局	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
	測定値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 の評価 適合 ○ 不適合 ×	測定値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 の評価 適合 ○ 不適合 ×	測定値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 の評価 適合 ○ 不適合 ×	測定値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 の評価 適合 ○ 不適合 ×
大 師	1.9	○	0.82	○	0.31	○	1.5	○
池 上*	2.1	○	0.79	○	0.22	○	1.8	○
環境基準 (指針値) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3		130		200		150	

注：*の測定所は自動車排出ガス測定局を示す。

出典：「令和 4 年度環境局事業概要 公害編」、令和 5 年 3 月、川崎市」

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果及び経年変化は、それぞれ表 2-1.13及び図 2-1.7に示すとおりである。

表 2-1.13 微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果

（令和3年度）

項目 測定局	環境基準評価			有効測定 日数	環境基準に適合した 日数とその割合	
	年平均値	H 平均値年 間 98%値 ^{※1}	評価 ^{※2} 達 成 ○ 非達成 ×			
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		日	日	%
田 島	11.4	25.1	○	355	355	100
池 上*	9.6	21.5	○	358	358	100

注 1：*の測定所は自動車排出ガス測定局を示す。

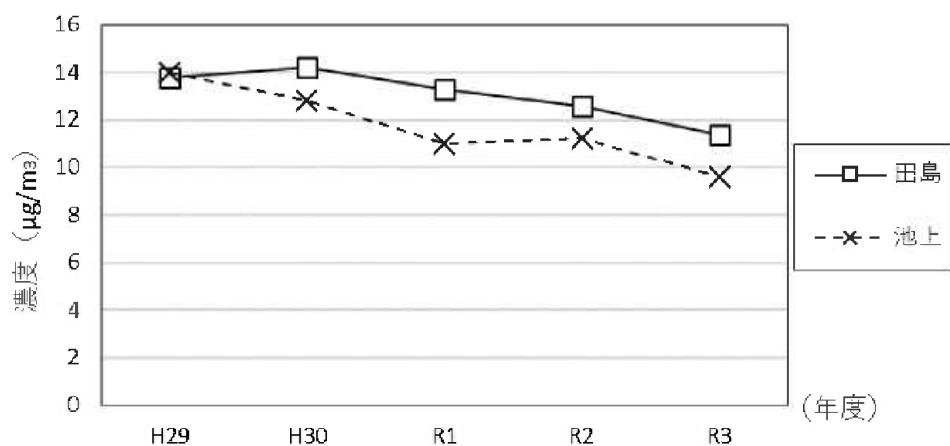
2：「日平均値の年間 98%値」とは、年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から 98%に相当する日平均値

3：環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合、「達成」と評価し、○で表示。①または②のどちらかに適合しなかった場合、「非達成」と評価し、×で表示した。

①年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、②年間にわたる日平均値について、測定値の低いほうから 98%に想定するもの（98%値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

出典 1：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

2：「微小粒子状物質の年平均値の推移、令和 4 年、川崎市環境局」



出典：「令和 4 年度環境局事業概要 公害編」、令和 5 年 3 月、川崎市」

図 2-1.7 微小粒子状物質（PM2.5）の経年変化（年度平均値）

⑧ 温室効果ガス

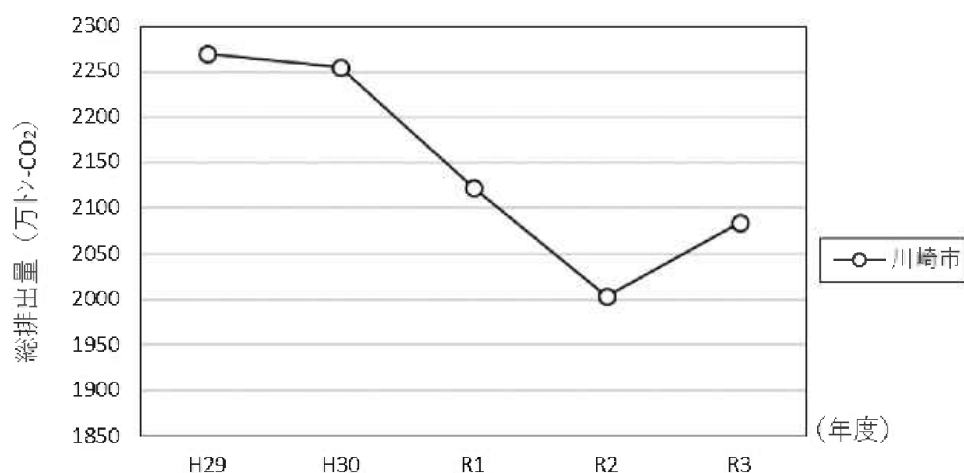
温室効果ガス排出量の測定結果及び経年変化は、それぞれ表 2-1.14及び図 2-1.8に示すとおりである。

表 2-1.14 温室効果ガス排出量の測定結果

(令和3年度 暫定値)

測定項目 \ 排出量	川崎市合計 (万トン CO ₂)
二酸化炭素	2,032.4
メタン	2.5
一酸化二窒素	9.5
ハイドロフルオロカーボン類	34.7
パーフルオロカーボン類	3.3
六ふっ化硫黄	1.3
三ふっ化窒素	0.0
総排出量	2,083.7

出典：「川崎市温室効果ガス排出量（2019年確定値、2020年改訂値）
について、令和6年2月、川崎市環境局」



出典：「令和4年度環境局事業概要 公害編」、令和5年3月、川崎市」

図 2-1.8 温室効果ガスの経年変化（年度平均値）

2-2 騒音の現況

(1) 環境基準等

① 環境基準

環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準は、表 2-2.1 に示すとおりである。

また、道路に面する地域の騒音に係る環境基準は、表 2-2.2 に示すとおりであり、環境基準の地域類型は、表 2-2.4 に、川崎港の周辺地域における類型指定状況は、図 2-2.1 に示すとおりである。

表 2-2.1 騒音に係る環境基準（地域の類型の基準値）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について、平成 24 年 3 月、環境庁告示第 54 号」

表 2-2.2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域の基準値）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6 時～22 時)	夜間(22 時～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について、平成 24 年 3 月、環境庁告示第 54 号」

② 要請限度

騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度は、表 2-2.3 に示すとおりである。

要請限度の区域区分は、表 2-2.4 に、川崎港の周辺地域における区域の指定状況は、図 2-2.1 に示すとおりである。

表 2-2.3 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

昼間(6 時～22 時)	夜間(22 時～6 時)
75 デシベル	70 デシベル

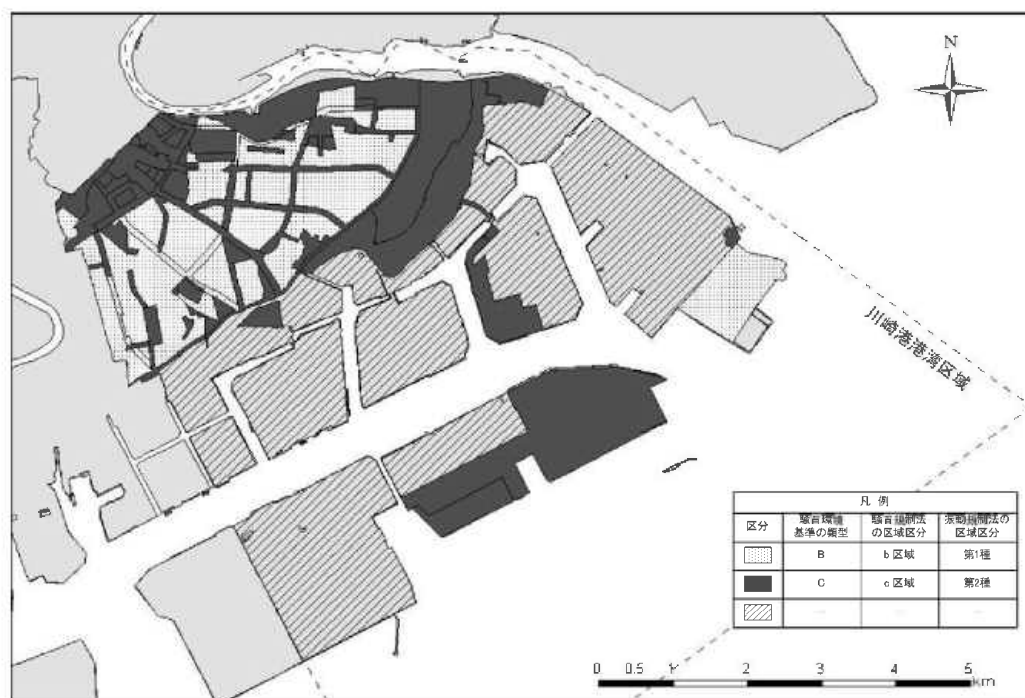
出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令、令和2年3月30日、環境省令第9号」

表 2-2.4 環境基準等の地域類型

騒音の環境基準 の地域の類型	騒音規制法の 区域区分	振動規制法の 区域区分	都市計画法による用途地域
A	a 区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	b 区域		第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 その他の地域、無指定
C	c 区域	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
—	—		工業専用地域

注：「—」は該当の類型、区分がないことを示す。

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」



注：「—」は該当の類型、区分がないことを示す。

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

図 2-2.1 騒音及び振動の類型指定（規制地域）

(2) 発生源の状況

川崎港及びその周辺地域における騒音規制法に基づく特定施設設置届出工場又は事業場数は、表 2-2.5に示すとおりである。

また、騒音規制法に基づく特定施設設置届出施設数は、表 2-2.6に示すとおりである。

表 2-2.5 特定施設設置届出工場又は事業場数(騒音規制法)

(令和4年3月末現在)

名称	地区 川崎市 合計	川崎区		
		大師	田島	川崎
工場又は事業場	1,214	378		
		175	55	148

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編」、令和5年3月、川崎市」

表 2-2.6 特定施設設置届出施設数(騒音規制法)

(令和4年3月末現在)

名称	地区 川崎市 合計	川崎区		
		大師	田島	川崎
金属加工機械	1,075	183	53	84
空気圧縮機及び送風機	7,206	810	132	1,426
土石用破砕機等	33	11	5	0
建設用資材製造機械	20	5	0	1
木材加工機械	81	21	3	12
印刷機械	206	16	4	17
合成樹脂用射出成形機	505	25	12	18
合 計	9,126	2,838		
		1,071	209	1,558

出典：「令和4年度環境局事業概要 公害編」、令和5年3月、川崎市」

(3) 調査概要

川崎市は、図 2-2.2 に示す川崎港の周辺地域の2路線2地点において令和4年度の自動車交通騒音調査を実施している。

また、川崎市港湾局は、図 2-2.2 に示す川崎港内の6地点において調査を行っており、調査の詳細は、表 2-2.7 に示すとおりである。

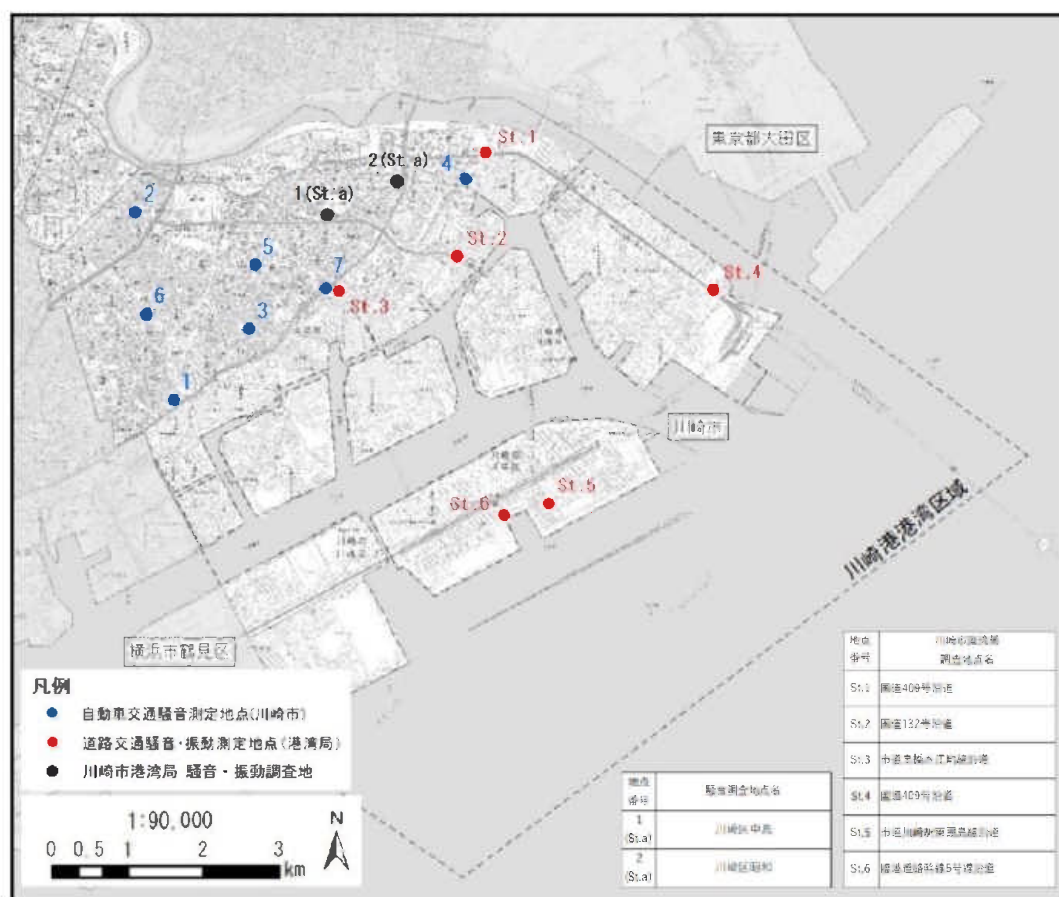


図 2-2.2 騒音及び振動調査地点

表 2-2.7 川崎市港湾局による騒音・振動調査の詳細

調査項目	調査地点	現地調査時期	調査方法
道路交通騒音	6 地点 (図 2-2.2 参照)	令和 4 年 10 月 19 日 7 時 ～10 月 20 日 7 時 (24 時間連続)	「騒音に係る環境基準(平成 11 年 4 月 1 日)」、「振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)」に定める方法により、測定は毎正時から 10 分間、24 時間行った。
道路交通振動			

(4) 調査結果

① 川崎市調査

川崎市が実施した川崎港の周辺地域の令和3年度の自動車交通騒音の測定結果は、表 2-2.8に示すとおりである。

表 2-2.8 自動車交通騒音測定結果

(令和3年度)

地点 番号	項 目		測定結果 (デシベル)			環境基準 (デシベル)		環境基準 の 評価 適合 ○ 不適合 ×	
			時間 区分	昼 間	夜 間	昼間	夜間	昼 間	夜 間
1 (St. a)	道路 名称	一般国道 132 号	道路端	69	66	70 以下	65 以下	○	×
	住所	川崎区中島 2-16	背後地 (30)	51	49	65 以下	60 以下	○	○
	道路端 の地域	第二種住居地域							
2 (St. a)	道路 名称	東京大師横浜線	道路端	68	65	70 以下	65 以下	○	○
	住所	川崎区昭和 2-17	背後地 (47)	59	51	65 以下	60 以下	○	○
	道路端 の地域	第二種住居地域							

注：背後地欄の（ ）は道路端からの距離（m）を示す。

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

② 川崎港周辺調査

川崎市港湾局が実施した川崎港内の道路交通騒音調査結果は、表 2-2.9 に示すとおりである。

表 2-2.9 川崎港内の道路交通騒音調査結果

(令和 4 年度)

調査地点	環境基準 類型 区分	騒音規制法 区域区分	時間区分	調査結果 (デシベル)	環境基準 (デシベル)	環境基準の 評価 適合 ○ 不適合 ×
St. 1 (国道 409 号沿道)	C 類型	c 区域	昼間(6～22 時)	74	70	×
			夜間(22～6 時)	71	65	×
St. 2 (国道 132 号沿道)	C 類型	c 区域	昼間(6～22 時)	71	70	×
			夜間(22～6 時)	69	65	×
St. 3 (市道早橋水江町線沿道)	C 類型	c 区域	昼間(6～22 時)	69	70	○
			夜間(22～6 時)	66	65	×
St. 4 (国道 409 号沿道)	C 類型	c 区域	昼間(6～22 時)	73	70	×
			夜間(22～6 時)	69	65	×
St. 5 (市道川崎駅東扇島線沿道)	C 類型	c 区域	昼間(6～22 時)	69	70	○
			夜間(22～6 時)	66	65	×
St. 6 (臨港道路幹線 5 号線沿道)	C 類型	c 区域	昼間(6～22 時)	70	65	×
			夜間(22～6 時)	69	60	×

注 1：昼間：6～22 時、夜間：22～6 時

2：適用した環境基準を以下に示す。

環境基準：地点 a～地点 e は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値、地点 f は「C 地域のうち車線を有する道路に面する地域」の基準値

出典：「令和 4 年度川崎港環境現況調査その 2 委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」

2-3 振動の現況

(1) 規制基準等

臨海部の工業専用地域を除き、表 2-3.1 及び図 2-2.1 に示すとおり振動規制法に基づく道路交通振動の規制が行われている。

なお、区域区分の指定状況は、表 2-2.4 及び図 2-2.1 に示すとおりである。

表 2-3.1 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8時～19時)	夜間(19時から8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

出典：「振動規制法、昭和51年11月、総理府令第58号」

(2) 発生源の状況

川崎港及びその周辺地域における振動規制法に基づく特定施設設置届出工場又は事業場数は、表 2-3.2 に示すとおりである。

また、振動規制法に基づく特定施設設置届出施設数は、表 2-3.3 に示すとおりである。

表 2-3.2 特定施設設置届出工場又は事業場数(振動規制法)

(令和4年3月末現在)

名称	地区	川崎市合計	川崎区		
			大師	田島	川崎
工場又は事業場		622	188		
			116	35	37

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

表 2-3.3 特定施設設置届出施設数(振動規制法)

(令和4年3月末現在)

名称	地区	川崎市合計	川崎区		
			大師	田島	川崎
金属加工機械		1,543	213	64	67
圧縮機		760	168	21	115
上石用破碎機等		22	8	5	0
木材加工機械		1	0	0	0
印刷機械		100	7	6	3
ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機		1	0	0	0
合成樹脂用射出成形機		345	14	12	9
合計		2,772	712		
			410	108	194

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

(3) 調査概要

川崎市は、図 2-2. 2に示す川崎港の周辺地域の1路線1地点において令和4年度の自動車交通振動調査を実施している。

また、川崎市港湾局は、図 2-2. 2に示す川崎内の6地点において調査を行っており、調査の詳細は、表 2-2. 8に示すとおりである。

(4) 調査結果

① 川崎市調査

川崎市が実施した川崎港の周辺地域の令和4年度の道路交通振動の測定結果は、表 2-3. 4に示すとおりである。

表 2-3. 4 道路交通振動測定結果

(令和4年度)

地点番号	調査地点	騒音レベル (Leq)		環境基準		要請限度		環境基準の 評価 適合 ○ 不適合 ×		要請限度の 評価 適合 ○ 不適合 ×	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
St. 1	殿町 3 丁目 (国道 409 号沿道)	74	71	70	65	75	70	×	×	○	×
St. 2	夜光 1 丁目 (国道 132 号沿道)	71	69					×	×	○	○
St. 3	池上新町公園付近 (市道皐橋水江町線沿道)	69	66					○	×	○	○
St. 4	浮島島公園付近 (国道 409 号沿道)	73	69					×	×	○	○
St. 5	川崎マリエン付近 (市道川崎駅東扇島線沿道)	69	66					○	×	○	○
St. 6	40 号荷捌地 (臨港道路幹線 5 号沿道)	70	69	65	60	75	70	×	×	○	○

注：1. 昼間：6～22 時、夜間 22 時～6 時

2. 適用した環境基準及び要請限度を以下に示す。

環境基準：St. 1～St. 5 は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値、St. 6 は「C 地域のうち車線を有する道路に面する地域」の基準値

要請限度：St. 1～St. 5 は「幹線交通を担う道路に近接する区域」の要請限度、St. 6 は「C 区域のうち車線を有する道路に面する区域」の要請限度

出典：「川崎港令和 4 年度騒音振動等調査結果、令和 5 年、川崎市港湾局」

② 川崎港周辺調査

川崎市港湾局が実施した川崎港内の道路交通振動調査結果は、表 2-3.5 に示すとおりである。

表 2-3.5 川崎港内の道路交通振動調査結果

(令和 4 年度)

調査地点	振動規制法 区域区分	時間区分	80%レンジの 上端値 (L ₁₀)		要請限度の評価 適合 ○ 不適合 ×
			調査結果 (デシベル)	要請限度 (デシベル)	
St. 1 (国道 409 号沿道)	第 2 種区域	昼間 (8～19 時)	48	70	○
		夜間 (19～8 時)	45	65	○
St. 2 (国道 132 号沿道)	第 2 種区域	昼間 (8～19 時)	53	70	○
		夜間 (19～8 時)	51	65	○
St. 3 (市道早橋水江町線沿道)	第 2 種区域	昼間 (8～19 時)	52	70	○
		夜間 (19～8 時)	51	65	○
St. 4. (国道 409 号沿道)	第 2 種区域	昼間 (8～19 時)	44	70	○
		夜間 (19～8 時)	38	65	○
St. 5 (市道川崎駅東扇島線沿道)	第 2 種区域	昼間 (8～19 時)	52	70	○
		夜間 (19～8 時)	47	65	○
St. 6 (臨港道路幹線 5 号線沿道)	第 2 種区域	昼間 (8～19 時)	46	70	○
		夜間 (19～8 時)	44	65	○

注 1：昼間：8～19 時、夜間：19～8 時

2：適用した要請限度を以下に示す。

要請限度：道路交通振動に係る要請限度のうち、「第 2 種区域」の要請限度

出典：「令和 4 年度川崎港環境現況調査その 2 委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」

2-4 悪臭の現況

(1) 規制基準等

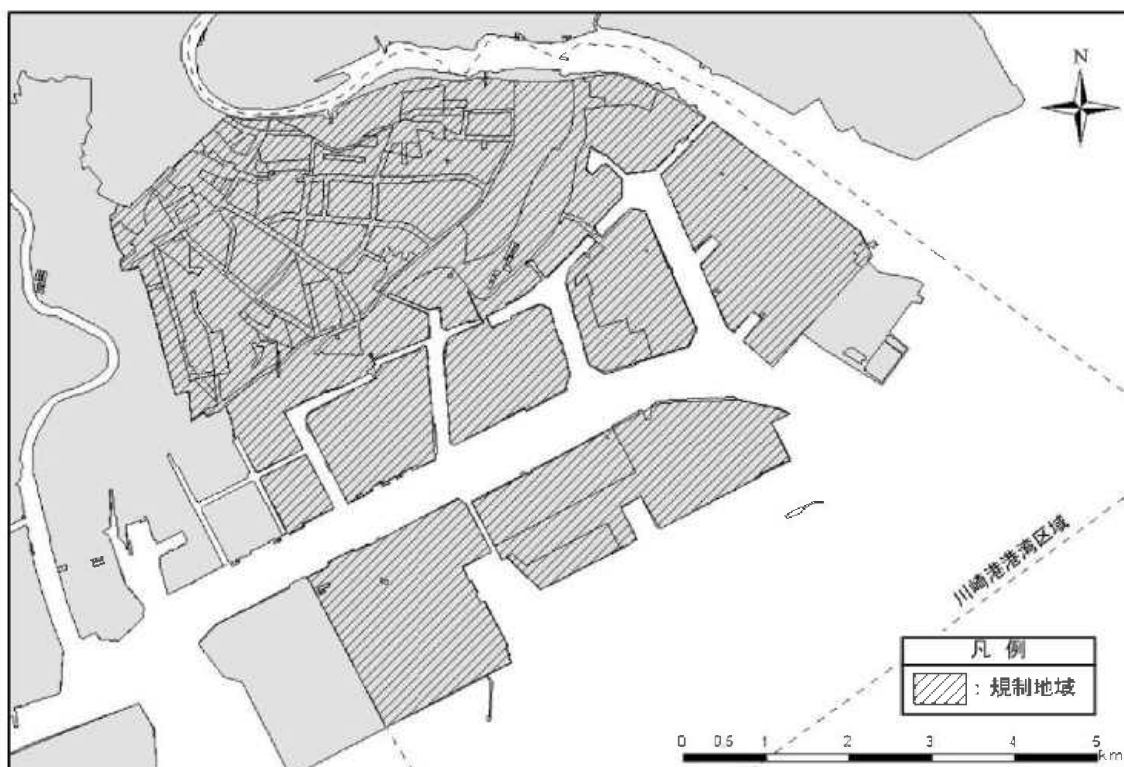
川崎市では悪臭防止法に基づき、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質に規制基準を定め、規制地域は川崎市の区域のうち都市計画法に基づく市街化区域全域と定めている。

特定悪臭物質の規制基準は、表 2-4.1に、川崎港及びその周辺地域における規制地域は、図 2-4.1に示すとおりである。

表 2-4.1 悪臭物質の規制基準

物質名	規制基準 (ppm)	物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「令和4年度環境局事業概要-公害編-、令和5年3月、川崎市」

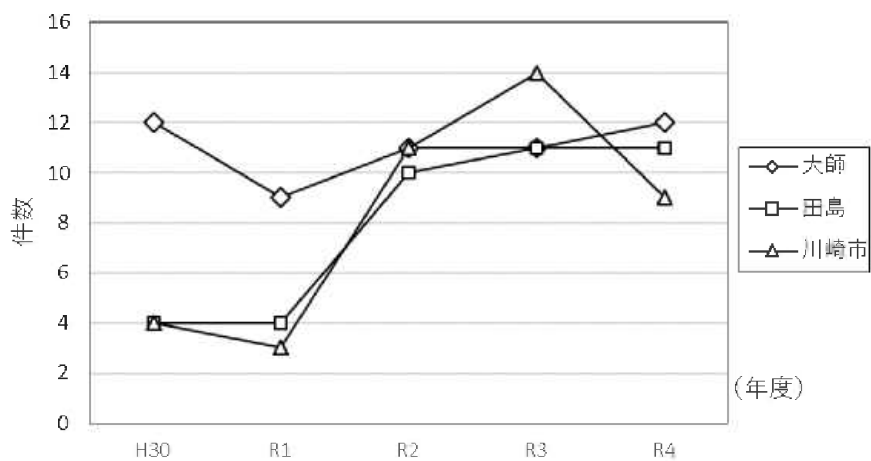


出典：「悪臭防止法の規制基準について、川崎市ホームページ(環境局環境対策部環境対策課)」

図 2-4.1 悪臭物質排出規制地域（川崎区）

(2) 苦情件数

川崎港及びその周辺地域における悪臭苦情件数の経年変化は、図 2-4.2に示すとおりである。



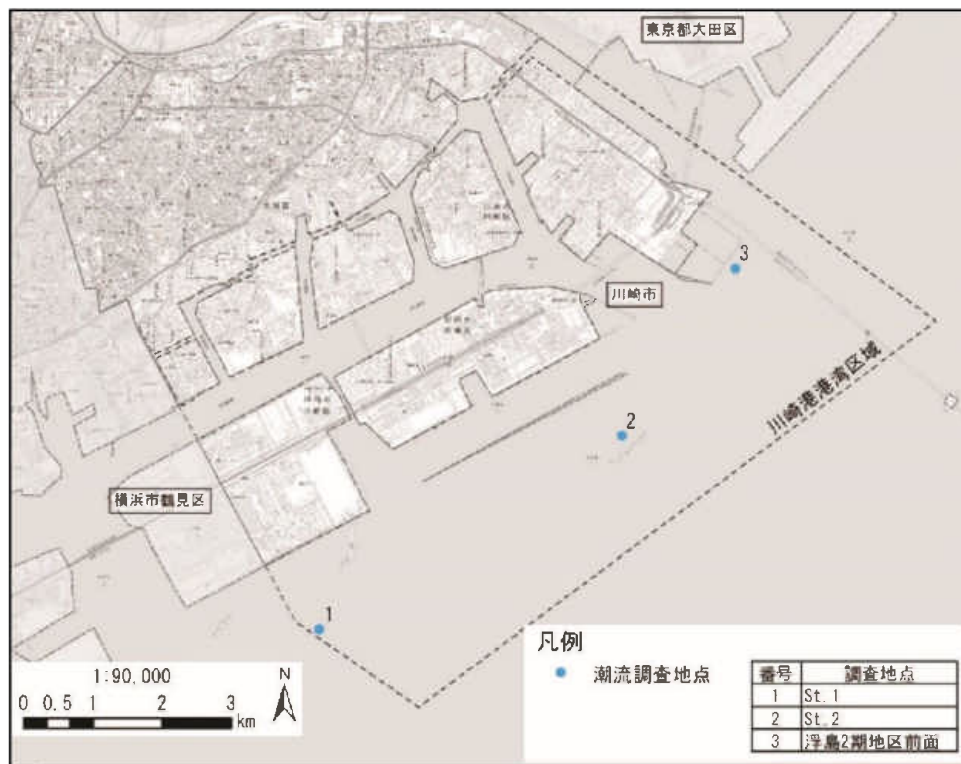
出典：「平成 30 年度～令和 4 年度 環境局事業概要-公害編-、川崎市」

図 2-4.2 川崎港の周辺地域における悪臭苦情件数の経年変化

2-5 潮流の現況

(1) 調査概要

川崎港内の潮流については、川崎市港湾局が川崎港内の3地点において調査を実施している。調査地点の位置及び調査の詳細については、それぞれ図 2-5.1及び表 2-5.1に示すとおりである。



出典：「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」
「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

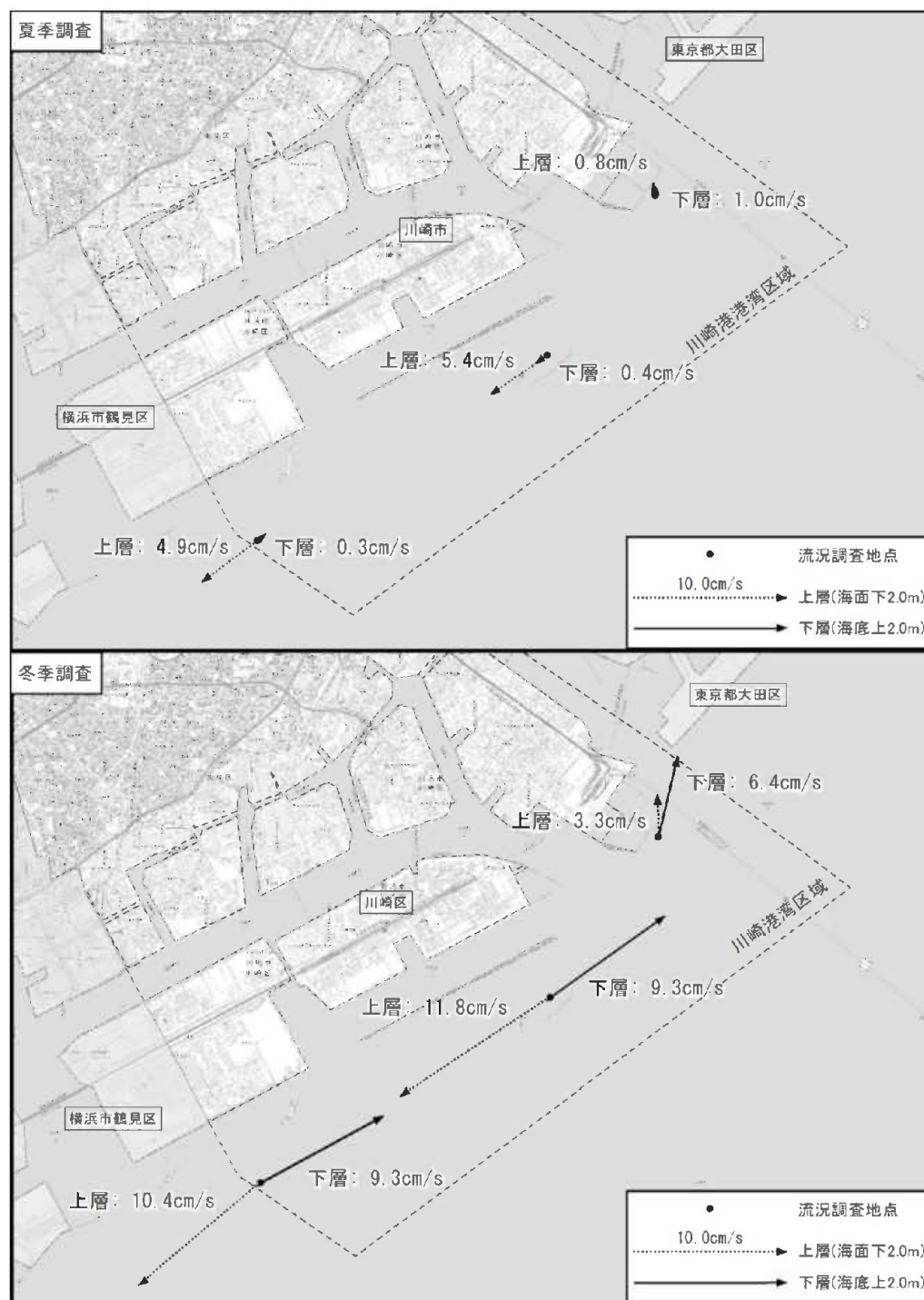
図 2-5.1 川崎港内における潮流調査地点図

表 2-5.1 川崎港内における潮流調査の詳細

番号	調査項目	調査地点	調査時期(調査期間)	観測層 海面下(m)
1	流向・流速	St. I	夏季(平成 23 年 9 月 25 日～10 月 10 日)	上層：海面下 2.0m
2		St. III	冬季(平成 24 年 1 月 12 H～1 月 26 H)	下層：海面下 2.0m
3		浮島 2 期地区前面	春季(平成 26 年 5 月 8 日～26 日)	上層：2m 下層：19m (海底面上 2m)
			夏季(平成 26 年 8 月 7～25 H) 秋季(平成 26 年 11 月 6～25 日) 冬季(平成 27 年 2 月 5～23 H)	

(2) 調査結果

川崎港内における平均流の状況及び平均大潮期の潮流の状況は、図2-5.2及び、図2-5.3に示す通りである。

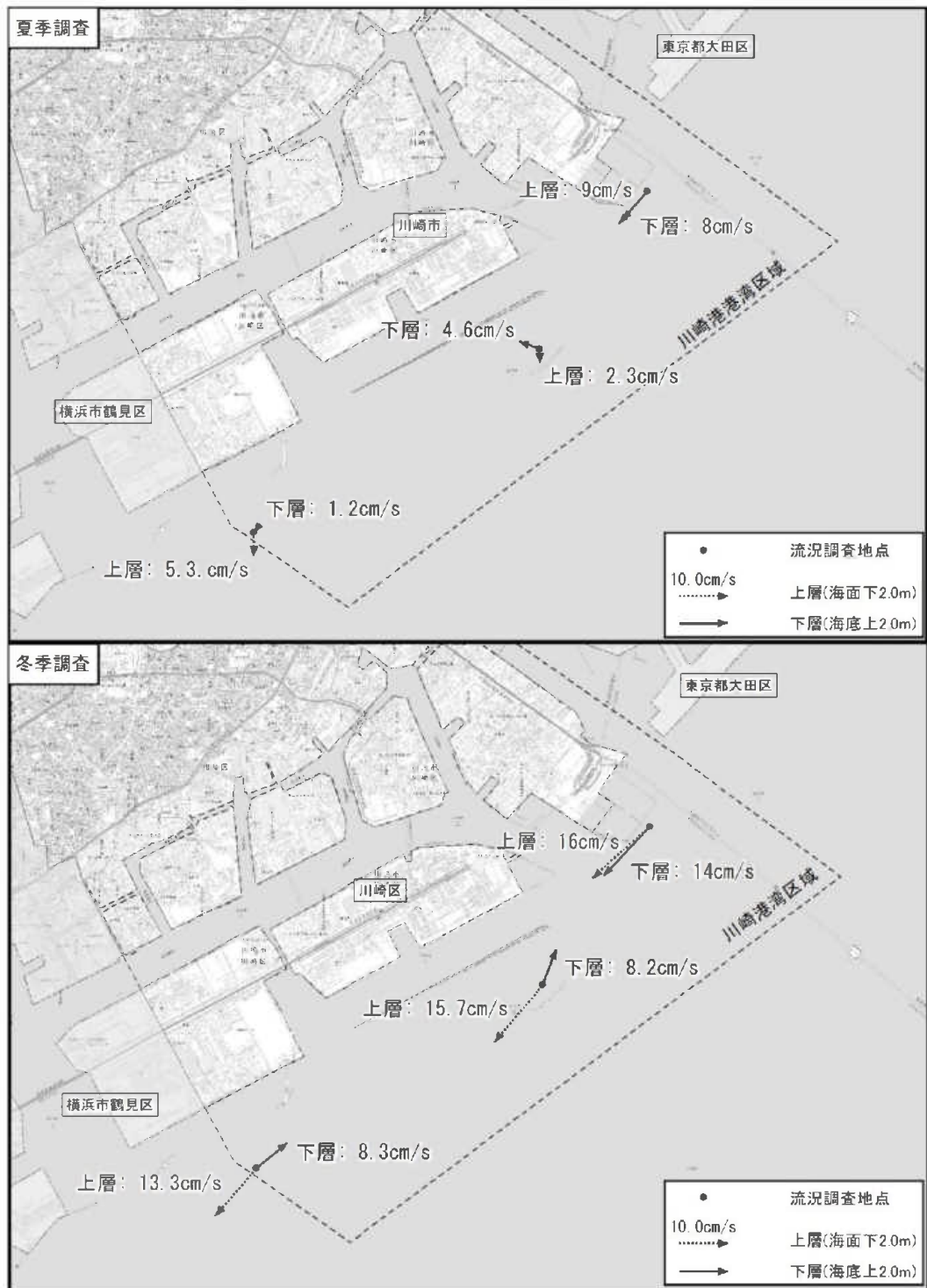


注：矢印は流向、数値は流速を示す。

出典：1.「平成23年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成24年3月、川崎市港湾局」

2.「浮島2期地区水質調査委託流況調査報告書、平成27年3月、川崎市港湾局」

図 2-5.2 川崎港内の平均流の状況

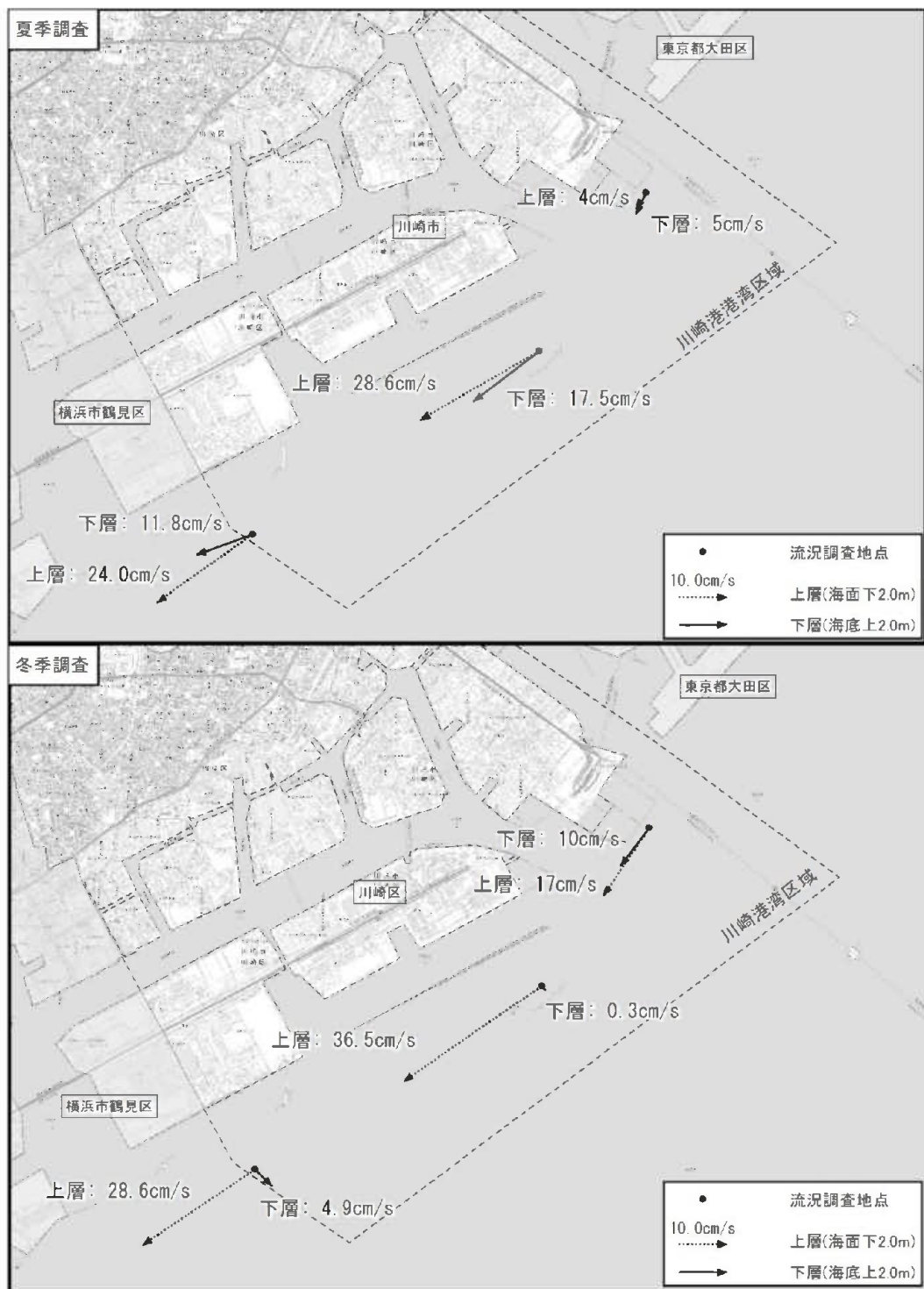


注：矢印は流向、数値は流速を示す。

出典：1. 「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

2. 「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-5.3(1) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（高潮時）

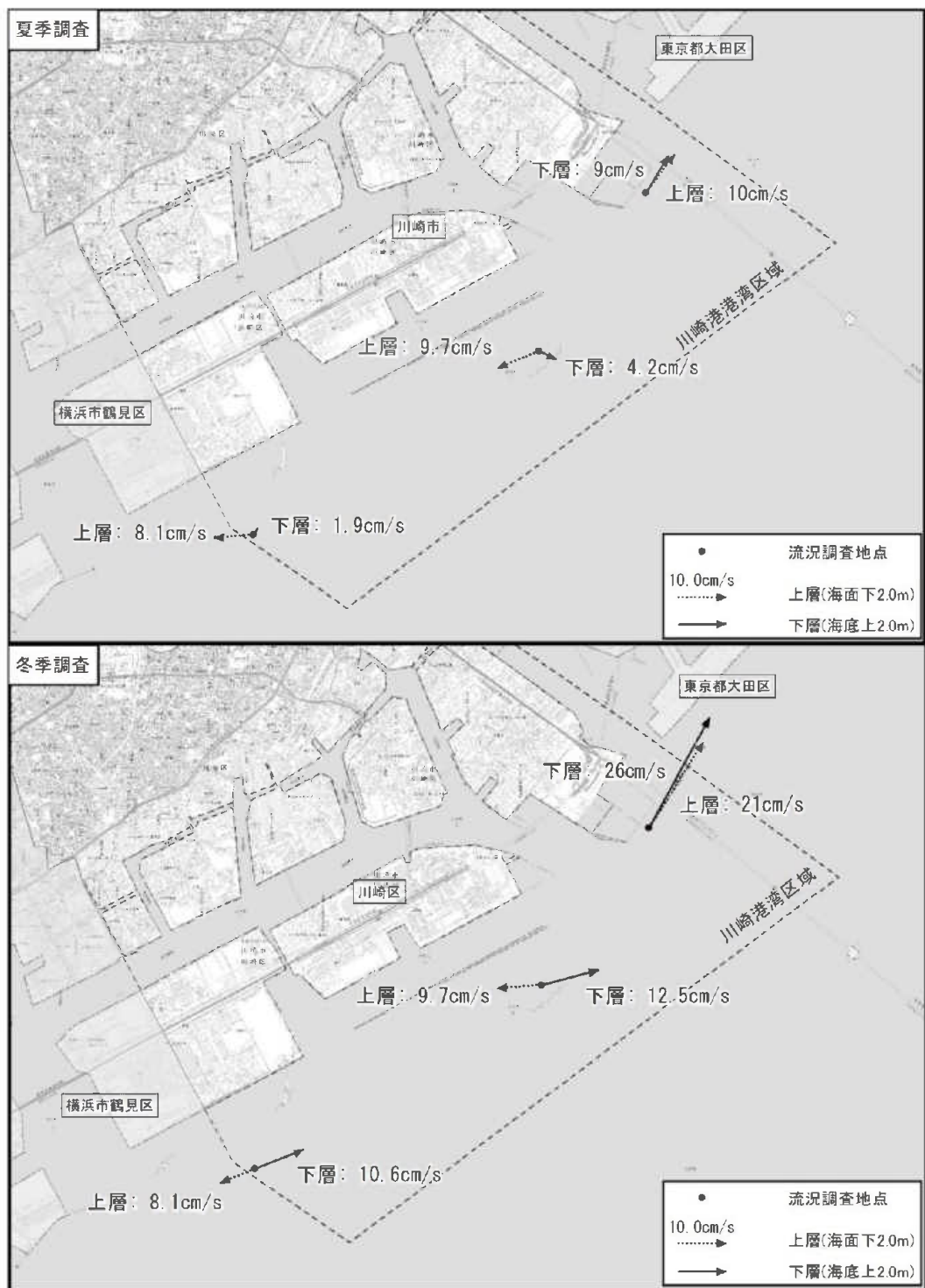


注：矢印は流向、数値は流速を示す。

出典：1. 「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

2. 「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-5.3(2) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（下げ潮最強時）

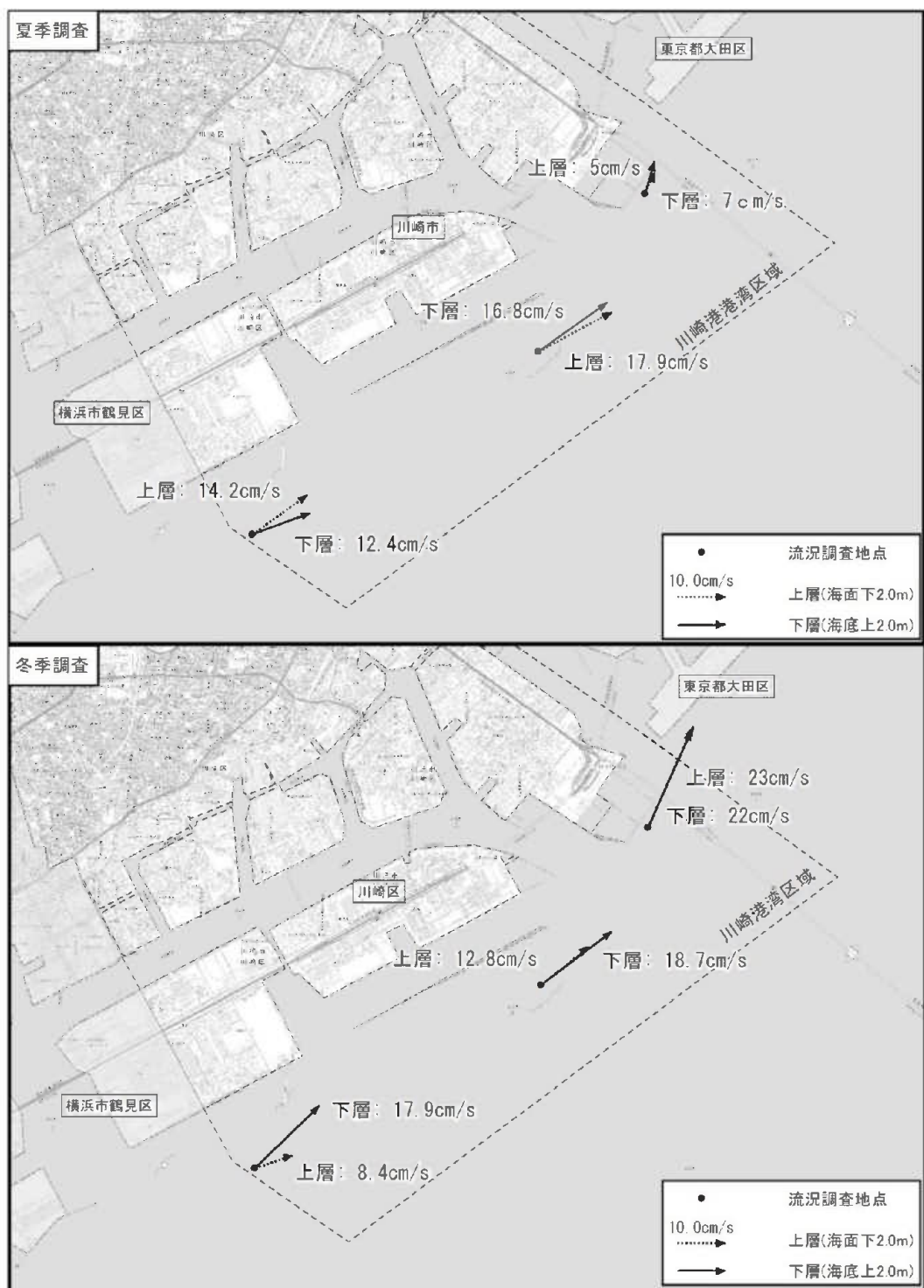


注：矢印は流向、数値は流速を示す。

出典：1. 「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 21 年 3 月、川崎市港湾局」

2. 「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-5.3(3) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（低潮時）

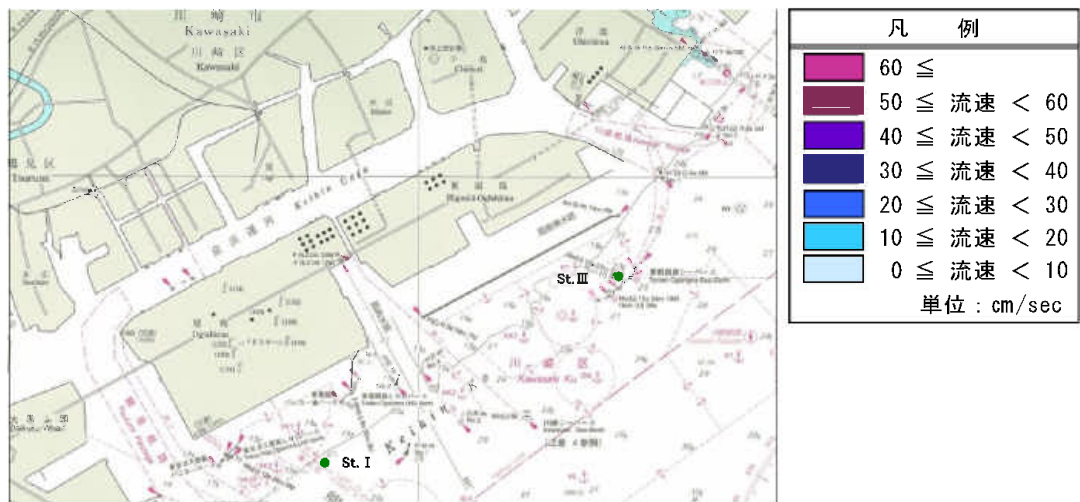
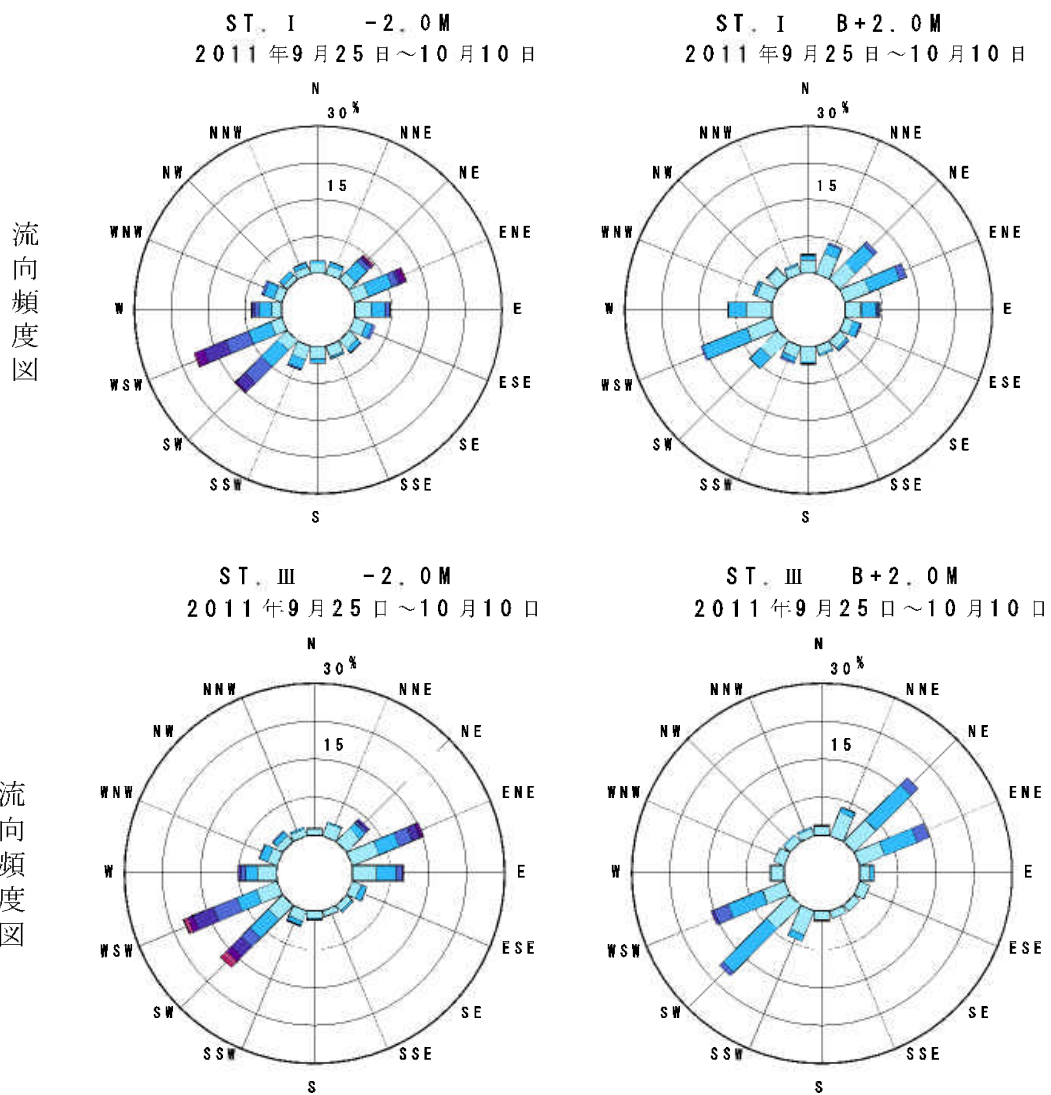


注：矢印は流向、数値は流速を示す。

出典：1. 「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 21 年 3 月、川崎市港湾局」

2. 「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

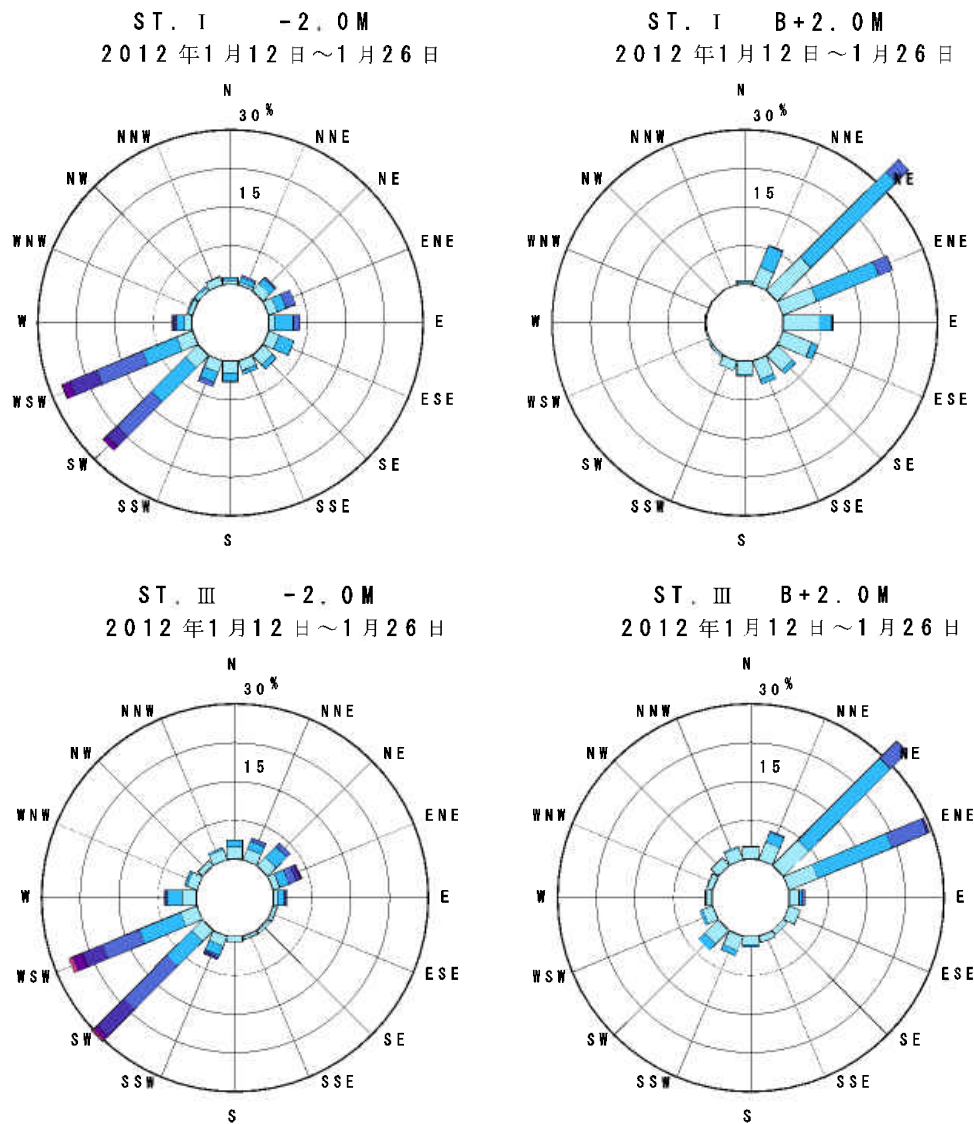
図 2-5.3(4) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（上げ潮最強時）



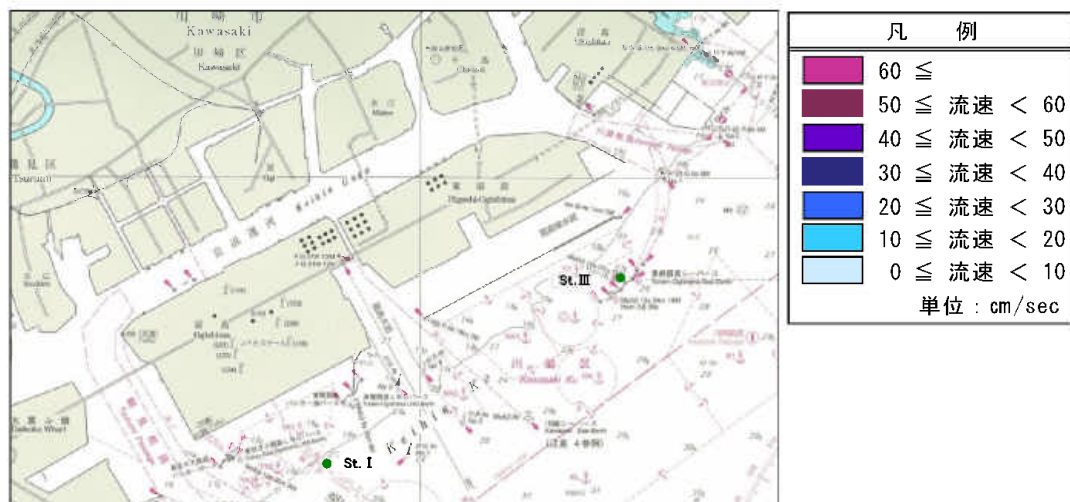
出典：「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-5.4(1) 川崎港内の流向流速の出現頻度分布（夏季）

流向頻度図

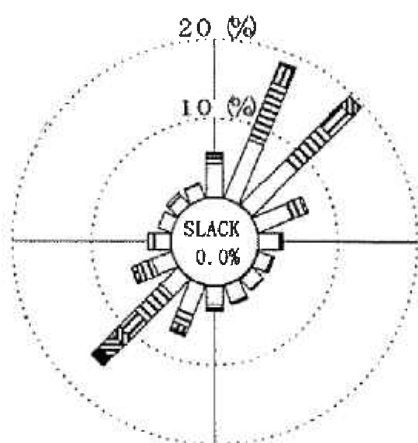


流向頻度図

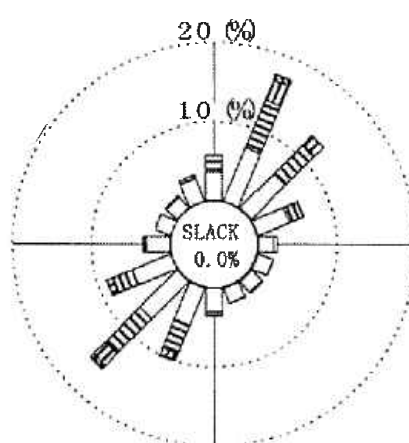


出典：「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-5.4(2) 川崎港内の流向流速の出現頻度分布（冬季）

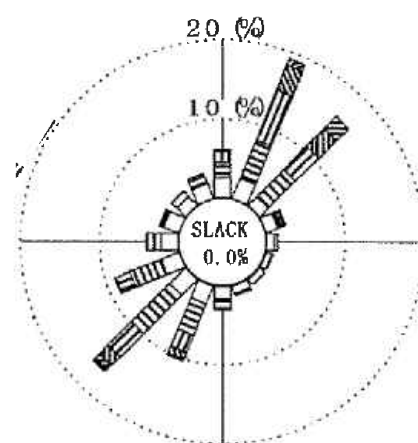


上層(海面下 2.0m)

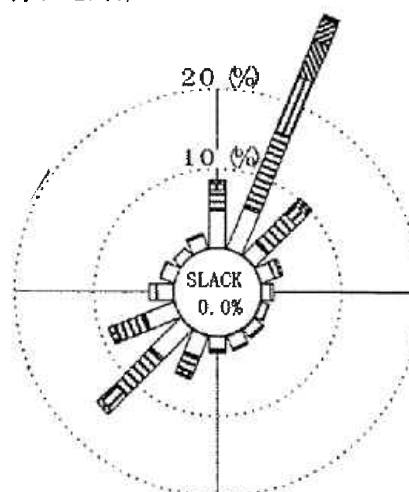


下層(海底面上 2.0m)

夏季(平成 26 年 8 月 7~25 日)

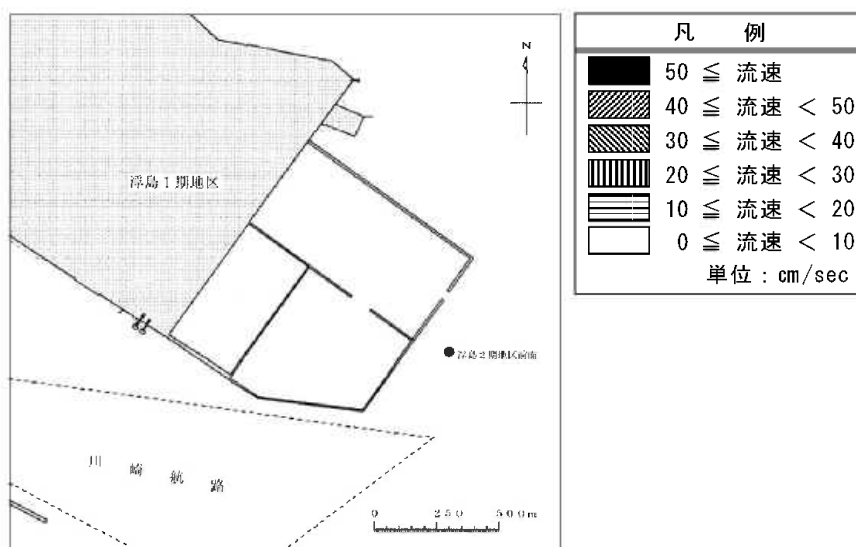


上層(海面下 2.0m)



下層(海底面上 2.0m)

冬季(平成 27 年 2 月 5~23 日)



出典: 「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-5.4(3) 川崎港内の流向流速の出現頻度分布 (冬季)

表 2-5.2(1) 潮流の調和解析結果 (St. I) 【夏季】

〔海面下 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		楕円要素						主流向	
					長軸			短軸			315°	
	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °
M2	6.4	55	10.5	83	60	12.1	76	150	2.6	166	11.8	78
S2	4.6	86	5.9	96	52	7.4	92	142	0.6	182	6.9	94
K2	1.2	86	1.6	96	52	2.0	92	142	0.2	182	1.9	94
N2	2.3	12	0.9	354	21	2.4	10	111	0.3	280	1.5	2
K1	3.2	129	2.8	24	328	3.5	154	58	2.6	64	2.6	44
O1	3.1	345	4.8	58	74	4.9	48	164	2.8	138	4.9	48
P1	1.1	129	0.9	24	328	1.1	154	58	0.9	64	0.9	44
Q1	3.3	140	8.0	183	72	8.4	178	162	2.2	268	8.4	179
M4	1.1	66	0.7	48	33	1.2	61	123	0.2	331	1.0	54
MS4	0.8	84	0.3	112	22	0.8	88	112	0.2	178	0.5	101
AO	-2.9		-4.0		4.9			234			-4.6	

〔海底上 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		楕円要素						主流向	
					長軸			短軸			320°	
	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °
M2	2.0	50	7.0	64	74	7.3	63	164	0.5	153	7.2	62
S2	2.3	41	4.3	75	65	4.8	68	155	1.2	158	4.8	68
K2	0.6	41	1.2	75	65	1.3	68	155	0.3	158	1.3	68
N2	1.4	291	1.6	340	52	1.9	321	142	0.8	51	1.9	327
K1	1.9	130	3.7	103	65	4.1	108	155	0.8	18	4.1	108
O1	1.6	83	0.8	99	27	1.7	86	117	0.2	176	1.4	91
P1	0.6	130	1.2	103	65	1.3	108	155	0.3	18	1.3	108
Q1	0.6	35	2.6	29	76	2.6	30	166	0.1	300	2.6	30
M4	2.0	51	0.6	76	16	2.1	53	106	0.3	143	1.4	61
MS4	1.2	71	1.0	28	39	1.5	54	129	0.6	324	1.3	43
AO	0.3		0.2		0.4			39			0.3	

出典：「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

表 2-5.2(2) 潮流の調和解析結果 (St. I) 【冬季】

〔海面下 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		橢 円 要 素						主流向	
					長 軸			短 軸			61 °	
	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °
M2	5.5	46	10.0	66	62	11.3	62	152	1.7	152	11.3	62
S2	4.0	92	6.1	108	57	7.2	104	147	1.0	194	7.2	104
K2	1.1	92	1.7	108	57	2.0	104	147	0.3	194	2.0	104
N2	2.3	90	1.8	52	36	2.7	77	126	0.9	347	2.5	68
K1	2.1	187	5.0	118	80	5.1	122	170	1.9	32	4.9	129
O1	3.5	135	2.6	96	35	4.1	122	125	1.4	32	3.7	112
P1	0.7	187	1.7	118	80	1.7	122	170	0.6	32	1.6	129
Q1	1.4	299	0.9	219	11	1.4	292	101	0.9	202	1.1	255
M4	0.6	91	0.7	123	49	0.9	109	139	0.3	199	0.9	113
MS4	0.2	260	1.0	48	278	1.0	229	8	0.1	319	0.8	45
AO	-6.7		-8.0		10.4			230			-10.2	

〔海底上 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		橢 円 要 素						主流向 27 °	
					長 軸			短 軸				
	流速	遅角	流速	遅角	方向	流速	遅角	方向	流速	遅角	流速	遅角
	cm/sec	°	cm/sec	°	°	cm/sec	°	°	cm/sec	°	cm/sec	°
M2	5.2	74	3.1	48	30	5.9	67	120	1.2	337	5.9	68
S2	2.8	96	1.9	68	34	3.3	88	124	0.8	358	3.3	89
K2	0.8	96	0.5	68	34	0.9	88	124	0.2	358	0.9	89
N2	1.6	4	0.9	41	26	1.8	11	116	0.5	101	1.8	12
K1	2.7	95	0.7	93	14	2.8	95	104	0.0	5	2.7	95
O1	1.2	32	0.8	60	34	1.4	41	124	0.3	131	1.4	39
P1	0.9	95	0.2	93	14	0.9	95	104	0.0	5	0.9	95
Q1	1.8	128	0.7	356	346	1.9	131	76	0.5	41	1.4	119
M4	0.2	155	0.2	338	323	0.3	156	53	0.0	66	0.1	154
MS4	0.5	110	0.5	199	87	0.5	197	177	0.5	287	0.5	138
AO	4.4		8.2		9.3			62			7.7	

出典：「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

表 2-5.2(3) 潮流の調和解析結果 (St. Ⅲ) 【夏季】

〔海面下 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		橢 円 要 素						主流向 54 °	
					長 軸			短 軸				
	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °
M2	7.0	72	15.3	80	66	16.8	79	156	0.9	169	16.8	79
S2	4.1	102	5.6	99	54	6.9	100	144	0.2	10	6.7	99
K2	1.1	102	1.5	99	54	1.9	100	144	0.1	10	1.8	99
N2	2.5	92	6.2	149	76	6.4	145	166	2.1	235	6.3	142
K1	0.7	105	2.4	334	282	2.4	151	12	0.5	61	2.0	340
O1	1.5	44	5.5	68	76	5.6	67	166	0.6	157	5.6	66
P1	0.2	105	0.8	334	282	0.8	151	12	0.2	61	0.7	340
Q1	3.0	156	8.0	165	69	8.5	164	159	0.5	254	8.5	164
M4	1.1	0	1.4	358	52	1.8	359	142	0.0	269	1.8	359
MS4	0.8	355	1.1	10	56	1.4	5	146	0.2	95	1.3	7
A0	-3.1		-4.5			5.4			236		-5.3	

〔海底上 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		橢 円 要 素						主流向 81 °	
					長 軸			短 軸				
	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °
M2	6.9	78	9.6	52	55	11.5	60	145	2.5	330	11.5	61
S2	3.3	71	4.9	72	57	5.9	72	147	0.1	162	5.9	72
K2	0.9	71	1.4	72	57	1.6	72	147	0.0	162	1.6	72
N2	0.6	210	1.1	86	291	1.2	257	21	0.5	167	0.8	109
K1	2.5	95	3.2	89	51	4.1	91	141	0.2	1	4.1	91
O1	1.9	98	1.9	108	44	2.7	103	134	0.2	193	2.6	103
P1	0.8	95	1.1	89	51	1.3	91	141	0.1	1	1.3	91
Q1	1.8	338	2.4	324	53	3.0	329	143	0.4	239	3.0	329
M4	0.5	112	0.7	105	58	0.9	107	148	0.1	17	0.9	107
MS4	0.5	145	0.7	90	65	0.8	102	155	0.4	12	0.8	107
AO	-0.2		-0.3			0.4			240		-0.4	

出典：「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

表 2-5.2(4) 潮流の調和解析結果 (St. Ⅲ) 【冬季】

〔海面下 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		橢 円 要 素						主流向 58 °	
					長 軸			短 軸				
	流速	遅角	流速	遅角	方向	流速	遅角	方向	流速	遅角	流速	遅角
	cm/sec	°	cm/sec	°	°	cm/sec	°	°	cm/sec	°	cm/sec	°
M2	9.1	47	12.3	68	54	15.1	60	144	2.7	150	15.0	61
S2	6.1	85	7.9	88	52	10.0	87	142	0.2	177	9.9	87
K2	1.7	85	2.2	88	52	2.7	87	142	0.1	177	2.7	87
N2	3.6	78	1.3	40	17	3.7	75	107	0.8	345	2.8	64
K1	1.6	90	4.8	83	72	5.1	84	162	0.2	354	4.9	84
O1	2.6	29	4.8	60	64	5.3	54	154	1.2	144	5.3	52
P1	0.5	90	1.6	83	72	1.7	84	162	0.1	354	1.6	84
Q1	2.2	80	1.4	116	31	2.5	90	121	0.7	180	2.3	98
M4	0.1	120	0.5	110	77	0.5	110	167	0.0	20	0.5	111
MS4	1.4	300	1.1	285	39	1.8	294	129	0.2	204	1.7	291
AO	-6.5		-9.9		11.8			237			-11.8	

〔海底上 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		橢 円 要 素						主流向 49 °	
					長 軸			短 軸				
	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	方向 °	流速 cm/sec	遅角 °	流速 cm/sec	遅角 °
M2	3.6	90	4.9	37	59	5.6	53	149	2.6	323	5.5	58
S2	2.5	96	3.9	71	59	4.5	78	149	0.9	348	4.5	80
K2	0.7	96	1.1	71	59	1.2	78	149	0.2	348	1.2	80
N2	1.6	354	2.0	20	53	2.5	11	143	0.6	101	2.5	10
K1	2.9	133	2.1	128	36	3.6	131	126	0.2	41	3.5	130
O1	2.3	95	1.2	89	27	2.6	94	117	0.1	4	2.4	93
P1	1.0	133	0.7	128	36	1.2	131	126	0.1	41	1.2	130
Q1	0.5	215	0.7	297	76	0.7	286	166	0.5	16	0.7	265
M4	0.4	355	0.3	61	24	0.4	9	114	0.2	99	0.4	24
MS4	0.1	85	0.3	5	85	0.3	7	175	0.1	277	0.2	25
AO	5.3		7.6		9.3			55			9.2	

出典：「平成 23 年度川崎港環境現況調査委託報告書、平成 24 年 3 月、川崎市港湾局」

表 2-5.2(5) 潮流の調和解析結果（浮島 2 期地区前面）【夏季】

〔海面下 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		楕円要素				主軸方向 36.5°	
	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	軸	方向 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)
K 1	3.5	123.7	3.3	124.2	L	42.6	4.8	123.9	4.8	123.9
					S	132.6	0.0	213.9		
O 1	0.6	107.4	0.4	269.2	L	328.0	0.7	102.2	0.3	122.3
					S	58.0	0.1	192.2		
P 1	1.2	123.7	1.1	124.2	L	42.6	1.6	123.9	1.6	123.9
					S	132.6	0.0	213.9		
Q 1	1.0	23.6	0.8	25.6	L	39.8	1.3	24.5	1.3	24.4
					S	129.8	0.0	114.5		
M 2	4.8	15.4	4.0	6.9	L	40.0	6.2	11.9	6.2	12.2
					S	130.0	0.5	281.9		
S 2	3.4	38.3	2.3	33.9	L	33.6	4.1	36.9	4.1	36.8
					S	123.6	0.1	306.9		
N 2	1.1	48.3	1.4	63.0	L	51.3	1.8	57.2	1.7	55.3
					S	141.3	0.2	147.2		
K 2	0.9	38.3	0.6	33.9	L	33.6	1.1	36.9	1.1	36.8
					S	123.6	0.0	306.9		
M 4	1.6	85.6	1.3	120.4	L	39.4	1.9	99.8	1.9	98.9
					S	129.4	0.6	189.8		
MS 4	1.6	158.0	1.7	164.5	L	46.9	2.3	161.4	2.3	160.9
					S	136.9	0.1	251.4		
平均流 (恒流)	0.8		-0.1			350.5	0.8		0.6	

〔海底上 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		楕円要素				主軸方向 32.6°	
	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	軸	方向 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)
K 1	2.5	3.1	1.9	351.2	L	37.8	3.1	358.6	3.1	359.1
					S	127.8	0.3	268.6		
O 1	2.3	60.3	1.5	85.6	L	32.3	2.7	67.7	2.7	67.7
					S	122.3	0.5	157.7		
P 1	0.8	3.1	0.6	351.2	L	37.8	1.0	358.6	1.0	359.1
					S	127.8	0.1	268.6		
Q 1	0.7	238.4	0.7	298.5	L	46.6	0.8	269.8	0.8	261.6
					S	136.6	0.5	359.8		
M 2	5.9	25.1	3.5	8.8	L	29.8	6.8	21.1	6.8	20.7
					S	119.8	0.8	291.1		
S 2	2.9	53.6	1.9	35.7	L	32.5	3.4	48.3	3.4	48.3
					S	122.5	0.5	318.3		
N 2	1.3	303.7	1.2	276.2	L	43.6	1.7	290.6	1.7	293.3
					S	133.6	0.4	200.6		
K 2	0.8	53.6	0.5	35.7	L	32.5	0.9	48.3	0.9	48.3
					S	122.5	0.1	318.3		
M 4	1.2	99.9	0.7	156.1	L	23.0	1.2	110.4	1.2	114.6
					S	113.0	0.5	200.4		
MS 4	1.0	156.5	0.9	198.9	L	39.0	1.3	173.7	1.3	171.3
					S	129.0	0.5	263.7		
平均流 (恒流)	1.0		0.3			344.8	1.0		0.7	

出典：「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

表 2-5.2(6) 潮流の調和解析結果（浮島 2 期地区前面）【冬季】

〔海面下 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		楕円要素				主軸方向 35.1°	
	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	軸	方向 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)
K 1	4.9	47.2	4.7	40.5	L	43.4	6.8	44.0	6.7	44.5
					S	133.4	0.4	314.0		
O 1	3.8	106.3	2.5	114.1	L	32.8	4.6	108.6	4.6	108.8
					S	122.8	0.3	198.6		
P 1	1.6	47.2	1.5	40.5	L	43.4	2.2	44.0	2.2	44.5
					S	133.4	0.1	314.0		
Q 1	1.6	38.5	1.6	99.5	L	45.2	1.9	69.2	1.9	63.2
					S	135.2	1.1	159.2		
M 2	15.8	36.5	10.5	24.9	L	33.3	18.8	33.0	18.8	32.8
					S	123.3	1.8	303.0		
S 2	7.0	69.0	4.5	50.4	L	32.0	8.2	63.8	8.2	63.3
					S	122.0	1.2	333.8		
N 2	3.1	29.0	1.8	30.1	L	30.5	3.6	29.3	3.6	29.3
					S	120.5	0.0	119.3		
K 2	1.9	69.0	1.2	50.4	L	32.0	2.2	63.8	2.2	63.3
					S	122.0	0.3	333.8		
M 4	1.2	48.3	1.6	93.1	L	58.2	1.9	79.8	1.7	70.6
					S	148.2	0.7	169.8		
M S 4	0.5	18.1	1.5	177.1	L	288.5	1.6	359.3	0.5	158.4
					S	18.5	0.2	89.3		
平均流 (恒流)	3.3		-0.2			356.3	3.3		2.6	

〔海底上 2.0m〕

分潮	北方分速		東方分速		楕円要素				主軸方向 30.9°	
	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	軸	方向 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)
K 1	3.3	53.1	1.5	43.4	L	23.6	3.6	51.5	3.6	51.1
					S	113.6	0.2	321.5		
O 1	2.3	343.6	1.8	303.7	L	36.2	2.8	329.2	2.8	331.1
					S	126.2	1.0	239.2		
P 1	1.1	53.1	0.5	43.4	L	23.6	1.2	51.5	1.2	51.1
					S	113.6	0.1	321.5		
Q 1	1.7	86.8	1.9	115.2	L	47.4	2.5	102.2	2.4	97.9
					S	137.4	0.6	192.2		
M 2	14.6	27.5	8.6	21.1	L	30.6	16.9	25.8	16.9	25.8
					S	120.6	0.8	295.8		
S 2	7.0	58.2	4.6	51.6	L	33.1	8.4	56.2	8.4	56.4
					S	123.1	0.4	326.2		
N 2	1.9	13.5	1.0	25.0	L	26.6	2.2	15.8	2.2	16.2
					S	116.6	0.2	105.8		
K 2	1.9	58.2	1.2	51.6	L	33.1	2.3	56.2	2.3	56.4
					S	123.1	0.1	326.2		
M 4	2.5	84.9	1.4	133.1	L	23.6	2.7	93.8	2.7	96.4
					S	113.6	1.0	183.8		
M S 4	0.7	149.5	2.0	204.5	L	77.4	2.0	200.9	1.4	184.4
					S	167.4	0.6	290.9		
平均流 (恒流)	6.2		1.5			13.6	6.4		6.1	

出典：「浮島 2 期地区水質調査委託流況調査報告書、平成 27 年 3 月、川崎市港湾局」

2-6 水質の現況

(1) 環境基準等

環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準」のうち、人の健康の保護に係る環境基準は表 2-6.1に、生活環境の保全に係る環境基準は、表 2-6.2に示すとおりであり、川崎港及びその周辺地域の河川及び海域の環境基準の類型指定状況は、図 2-6.1に示すとおりである。

表 2-6.1 人の健康の保護に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
メチル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 注：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 JIS K 0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定されたイオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 JIS K 0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について、令和 5 年、環境庁告示第 6 号」

表 2-6.2(1) 生活環境の保全に係る環境基準（河川）

河川 ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（午間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマ、イサ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サ科魚類及びアサ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について、令和 5 年、環境庁告示第 6 号」、環境省ホームページ

表 2-6.2(2) 生活環境の保全に係る環境基準（河川）

河川 イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イナ、サマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について、令和 5 年、環境庁告示第 6 号」、環境省ホームページ

表 2-6.2(3) 生活環境の保全に係る環境基準（海域）

海域 ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 及び自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100ml 以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2 mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml) fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価 3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 : 1. 基準値は、日間平均値とする

2. 水産 1 級のうち、生食用原料材の養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100mL 以下とする

出典 : 「水質汚濁に係る環境基準について、令和 5 年、環境庁告示第 6 号」、環境省ホームページ

表 2-6.2(4) 生活環境の保全に係る環境基準（海域）

海域 イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値 (mg/L)	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 C F U / 100ml 以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w / v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2 mmol / L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w / v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w / v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol / L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD (02mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3} \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol / L) の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml) $f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol / L) の力価 3 大腸菌数に用いる単位は C F U (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。			

注 : 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2 級 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

" 3 級 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

出典 : 「水質汚濁に係る環境基準について、令和 5 年、環境庁告示第 6 号」、環境省ホームページ

表 2-6.2(5) 生活環境の保全に係る環境基準（海域）

海域 ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全可溶性鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100ml 以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2 mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3} \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml) $f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価 3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について、令和 5 年、環境庁告示第 6 号」、環境省ホームページ



図 2-6.1(1) 環境基準類型指定状況（河川：BOD、海域：COD）



図 2-6.1(2) 環境基準類型指定状況（海域：全窒素及び全磷）

(2) 発生源の状況

川崎市及び川崎区における水質汚濁防止法に基づく業種別工場又は事業場の数は、表 2-6.3 に示とおりである。

また、排水量規模別の特定事業場数は、表 2-6.4 に示すとおりである。

表 2-6.3 業種別工場又は事業場の数（水質汚濁防止法）

（令和 4 年 3 月末現在）

業 種 \ 地 区	川崎市合計	川崎区
食 料 品 製 造 業	43	17
紙 加 工 品 製 造 業	1	1
化 学 工 業	41	37
石 油 製 品 製 造 業	6	5
製 鋼 業	5	5
金 属 製 品 製 造 業	49	26
電 気 機 械 器 具 製 造 業	14	5
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2	0
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	19	7
そ の 他 の 製 造 業	28	5
学 術 ・ 開 発 研 究 機 関	63	35
洗 濯 業	93	2
そ の 他	273	82
合 計	637	227

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

表 2-6.4 排水量規模別特定事業場数

（令和 4 年 3 月末現在）

排水規模 \ 地 区	川崎市合計	川崎区
内 訳	有害物質貯蔵指定施設のみを設置する事業場	8
	50m ³ /日未満	145 (91)
	50～400m ³ /日未満	14 (4)
	400m ³ /日以上	39 (26)
合 計	600 (229)	198 (121)

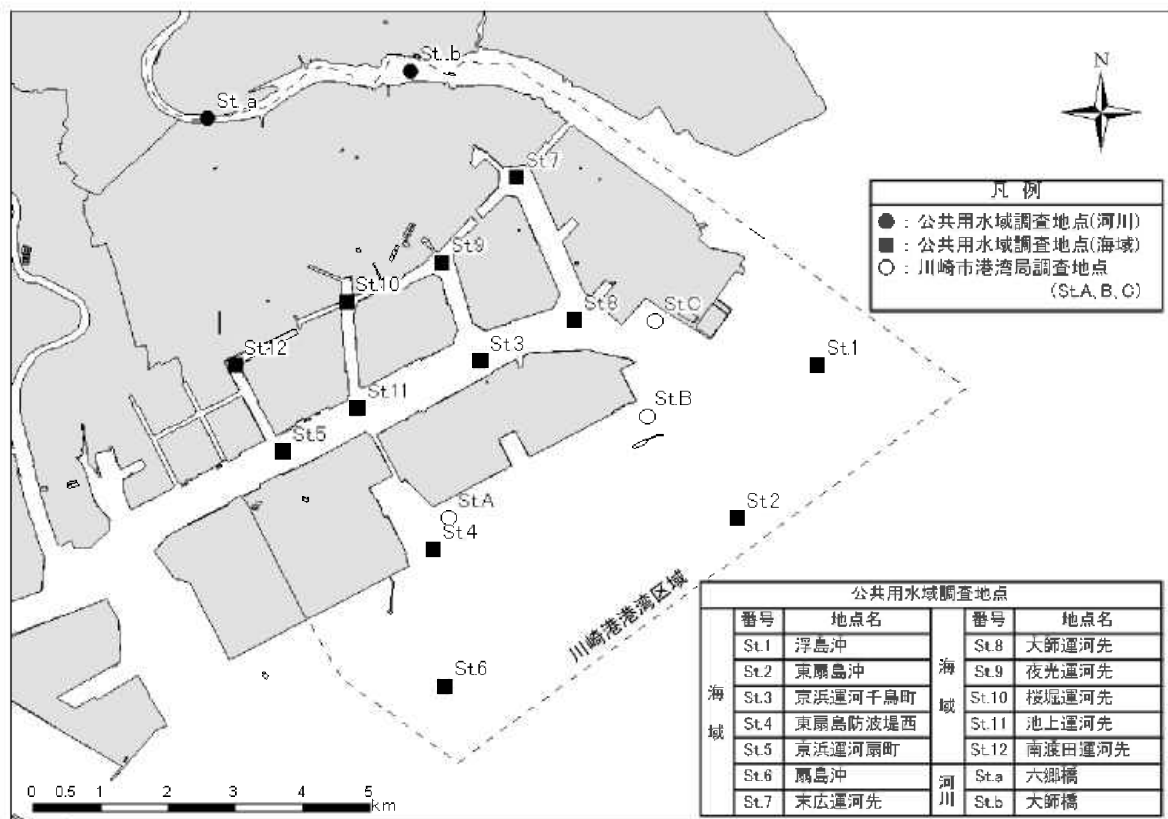
注：（ ）内の値は、有害物質を使用する事業場数

出典：「令和 4 年度環境局事業概要-公害編-、令和 5 年 3 月、川崎市」

(3) 調査概要

川崎港内及びその周辺地域において、図 2-6. 2に示す、河川2地点（国土交通省）、海域12地点（川崎市環境局）の合計14地点において水質調査を行っており、調査項目はpH、溶存酸素量、COD、BOD、全窒素及び全リン等の生活環境項目（10項目）、カドミウム、シアン、鉛等の健康項目（27項目）、フェノール類や銅等の特殊項目（7項目）の他、塩分、塩素イオン濃度等となっている。

また、川崎市港湾局が、図 2-6. 2に示す川崎港内の3地点において調査を行っており、調査の詳細は、表 2-6. 5に示すとおりである。



出典 1：「令和 3 年度水質年報、令和 5 年 3 月、川崎市環境局」

2：「令和 4 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果、令和 6 年 4 月、神奈川県」

3：「令和 4 年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」

図 2-6.2 水質測定地点図

表 2-6.5 川崎港内における水質調査の詳細

調査項目	調査地点	現地調査時期	調査方法
(生活環境項目)：pH、DO、COD、n-ヘキサ ン抽出物質、T-N、T-P (健康項目)：Cd、CN、As、Cr ⁶⁺ 、Pb、 T Hg、R Hg、PCB、Se、ベンゼン、トリクロ ロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 四塩化炭素、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロ エチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタ ン、1,1-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペ ン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ふっ 素、ほう素、1,4-ジオキサン、NO ₃ -N、NO ₂ - N	3 地点 (図 2-6.2 参照) (St.A、St.B、St.C)	・夏季： 平成 23 年 9 月 26 日 ・秋季： 平成 23 年 10 月 27 日 ・冬季： 平成 24 年 1 月 18 日 ・春季： 平成 24 年 3 月 1 日	海面下 0.5m、海底 1 m の 2 層 (健康項目及び その他の項目は 2 層混 合) について、ポンプ採 水器又は北原式採水器 を用いて試料を採取し た。 分析は日本工業規格 及び環境庁告示第 59 号 に基づく方法で行っ た。

(4) 調査結果

① 公共用水域の測定結果

ア) 河川の水質

河川における水質測定結果（健康項目）は、表 2-6. 6に、BODの測定結果は、表 2-6. 7に、最近5年間のBODの経年変化は、図 2-6. 3に示すとおりである。

表 2-6. 6 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況（河川）

（令和 3 年度）

健康項目	環境基準値	年平均値	環境基準の評価 適合：○ 不適合：×
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L 未満	○
全シアン	検出されないこと	不検出	○
鉛	0.01 mg/L 以下	0.005 mg/L 未満	○
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.02 mg/L 未満	○
砒素	0.01 mg/L 以下	0.005 mg/L 未満	○
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 未満	○
アルキル水銀	検出されないこと	—	—
PCB	検出されないこと	不検出	○
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.0002 mg/L	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.0004 mg/L 未満	○
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L 未満	○
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L 未満	○
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 未満	○
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満	○
セレン	0.01 mg/L 以下	0.004 mg/L	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	7.0 mg/L	○
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.30 mg/L	○
ほう素	1 mg/L 以下	0.44 mg/L	○
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.005 mg/L 未満	○

注 1：健康項目については St.b（大師橋）の 1 地点でのみ測定。

2：「アルキル水銀」は「総水銀」が検出された場合のみ実施。

3：「ほう素」については環境基準に不適合であったが、St.b は多摩川の最河口部（感潮域）の地点であることから、海水の影響により基準を上回る値になったものと考えられる。

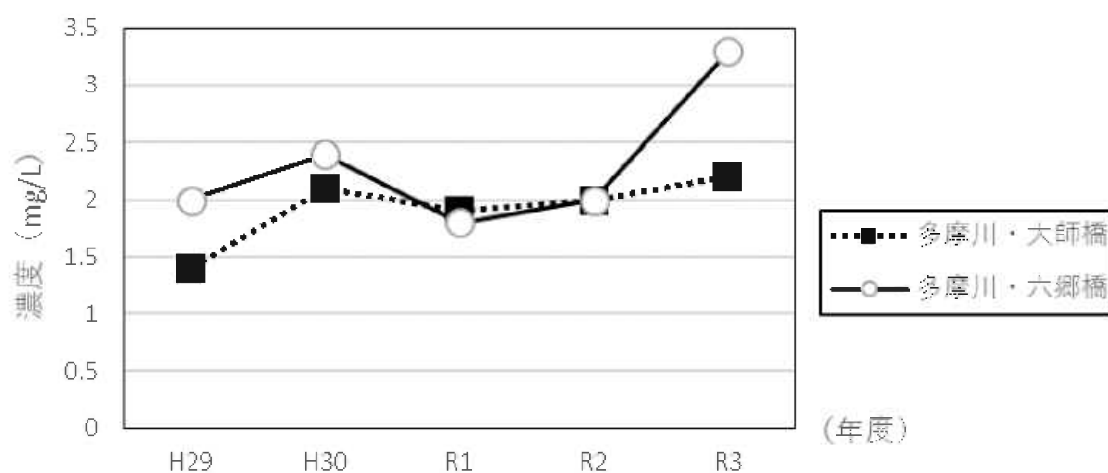
出典：「令和 3 年度水質年報、令和 5 年 3 月、川崎市環境局」

表 2-6.7 多摩川の主な地点のBOD測定結果

(令和3年度)

河川名	測定地点	環境基準 類 型	BOD (mg/L)	
			年間75%値	年間平均値
多摩川	六郷橋 (St. a)	B	2.5	1.8
	大師橋 (St. b)	B	2.1	2.0

出典：「令和4年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果、令和6年4月、神奈川県」



注：六郷橋及び大師橋は国土交通省にて測定を実施した。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

図 2-6.3 多摩川の主な地点のBOD経年変化（年間平均値）

イ) 海域の水質

海域における健康項目の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 2-6.8に示すとおりである。

また、生活環境項目のうちCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、表 2-6.9、表 2-6.10及び表 2-6.11に示すとおりである。

COD、全窒素及び全燐の測定結果は、表 2-6.12に、最近5年間の経年変化は、図 2-6.4に示すとおりである。

表 2-6.8 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況（海域）

（令和3年度）

健康項目	調査 地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年平均 最高濃度 (mg/L)	環境基準 達成地点数	達成率 (%)
カドミウム	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
全シアン	9	検出されないこと	不検出	9	100
鉛	9	0.01 以下	0.005 未満	9	100
六価クロム	9	0.05 以下	0.02 未満	9	100
砒素	9	0.01 以下	0.005	9	100
総水銀	9	0.0005 以下	0.0005 未満	9	100
アルキル水銀	—	検出されないこと	—	—	—
PCB	9	検出されないこと	不検出	9	100
ジクロロメタン	9	0.02 以下	0.0002 未満	9	100
四塩化炭素	9	0.002 以下	0.0002 未満	9	100
1,2-ジクロロエタン	9	0.004 以下	0.0002 未満	9	100
1,1-ジクロロエチレン	9	0.1 以下	0.0002 未満	9	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	9	0.04 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,1-トリクロロエタン	9	1 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,2-トリクロロエタン	9	0.006 以下	0.0002 未満	9	100
トリクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
テトラクロロエチン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
1,3-ジクロロプロペン	9	0.002 以下	0.0004 未満	9	100
チウラム	9	0.006 以下	0.0006 未満	9	100
シマジーン	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
チオベンカルブ	9	0.02 以下	0.002 未満	9	100
ベンゼン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
セレン(Se)	9	0.01 以下	0.002 未満	9	100
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	9	10 以下	0.95	9	100
1,4-ジオキサン	9	0.05 以下	0.005 未満	9	100

注：「アルキル水銀」は「総水銀」が検出された場合のみ実施。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

表 2-6.9 生活環境項目の環境基準適合状況

(令和3年度)

項 目	調査検体数	環境基準 適合検体数	適合率(%)
p H	96	83	86.5
C O D	96	80	83.3
D O	96	88	91.7
n-ヘキサン抽出物質	36	36	100
全窒素	96	40	41.7
全燐	96	52	54.2
全亜鉛	72	72	100

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

表 2-6.10 環境基準の達成状況（C O D）

(令和3年度)

類 型	測定地点数	環境基準 (mg/L)	測定値 (mg/L)	達成地点数	達成率 (%)
B 型類	3	3 以下	3.3～3.4	0	0.0
C 型類	3	8 以下	3.8～3.9	3	100

注：測定値は令和3年度の年間75%値

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

表 2-6.11 環境基準の達成状況（全窒素及び全燐）

(令和3年度)

項 目	測定地点数	環境基準 (mg/L)	測定値 (mg/L)	達成地点数	達成率 (%)
全窒素	6	1 以下	0.87～1.3	1	16.7
全燐	6	0.09 以下	0.069～0.12	3	50.0

注：1. 測定値は令和3年度の全層の年間平均値を示す。

：2. 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、表層の年間平均値を用いて指定水域ごとに複数地点の達成状況で判断することとなっている。ここでは、指定水域の一部である川崎港及びその周辺での測定地点のみを集計しているため、環境基準との単純な比較はできないが、目安として達成率を示した。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局環境対策部環境保全課」

表 2-6.12 水質調査結果（COD、全窒素及び全燐）

（令和3年度）

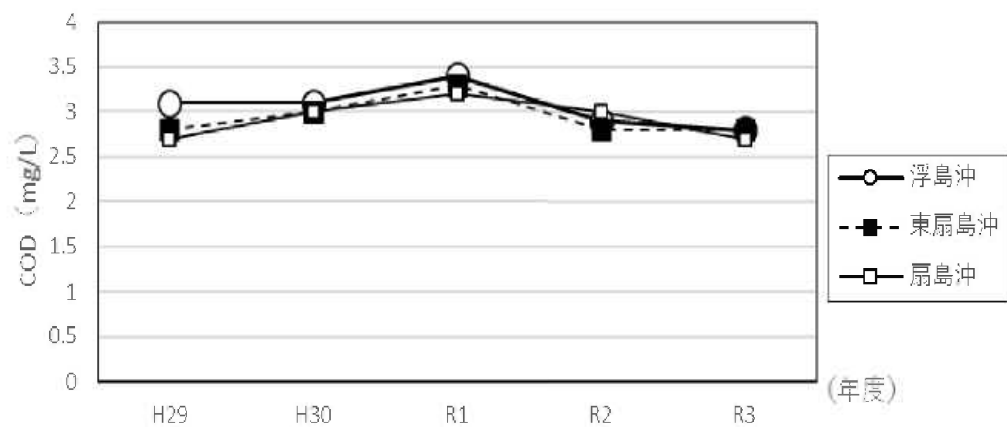
測定地点	環境基準 類 型	測定値(mg/L)					
		COD		全窒素		全燐	
		年 間 75%値	年 間 平均値	上層年間 平均値	全層年間 平均値	上層年間 平均値	全層年間 平均値
浮島沖	B (Ⅳ)	3.3	2.8	1.3	0.90	0.10	0.087
東扇島沖	B (Ⅳ)	3.4	2.8	1.1	0.76	0.085	0.074
京浜運河千鳥町	C (Ⅳ)	3.8	3.3	1.2	0.92	0.11	0.091
東扇島防波堤西	C (Ⅳ)	3.8	3.0	1.1	0.80	0.083	0.074
京浜運河扇町	C (Ⅳ)	3.9	3.5	1.2	0.94	0.12	0.099
扇島沖	B (Ⅳ)	3.3	2.7	0.87	0.65	0.069	0.066

注1：環境基準類型の（ ）内は全窒素及び全燐の環境基準の類型を示す。

2：CODは全層の75%水質値で、全窒素及び全燐は、上層の年間平均値で評価している。

3：■は環境基準値適合

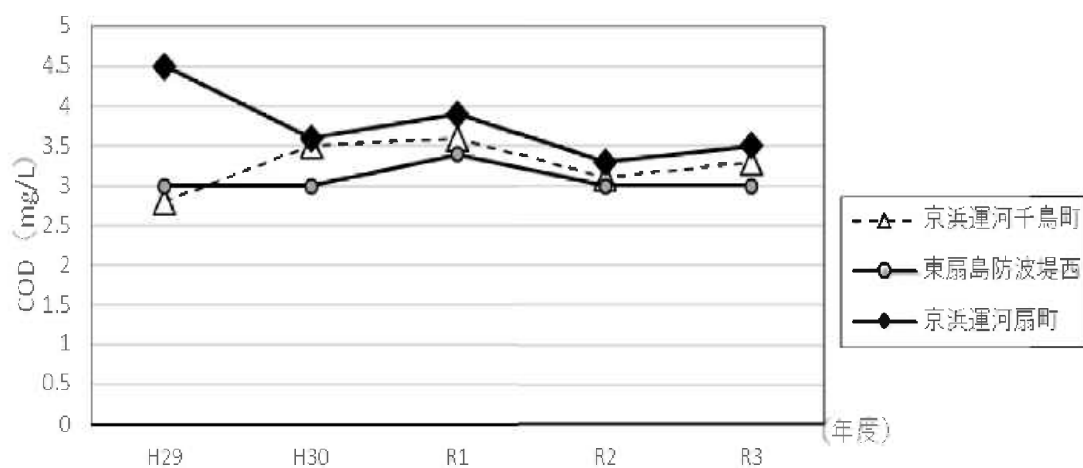
出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」



注：COD濃度は年間平均値を示す。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

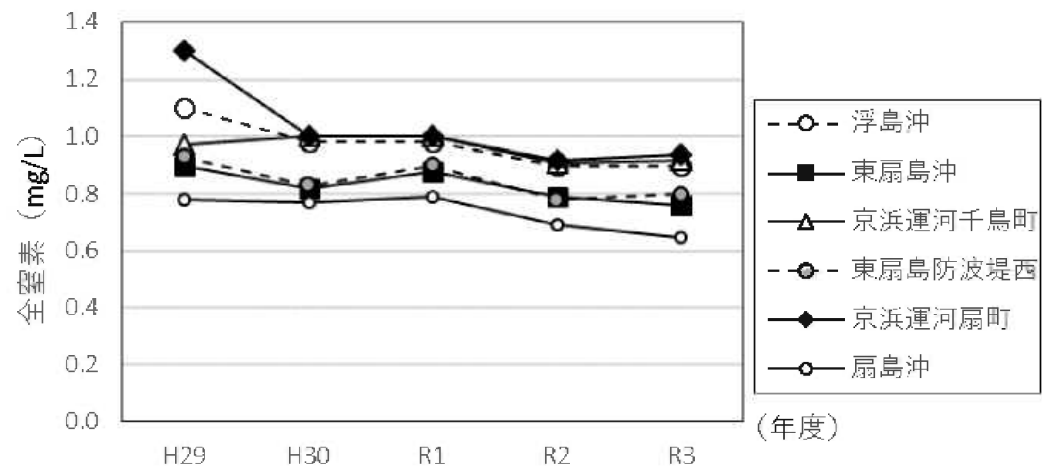
図 2-6.4(1) 川崎港内の主な地点のCOD経年変化（B類型）



注：COD濃度は年間平均値を示す。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

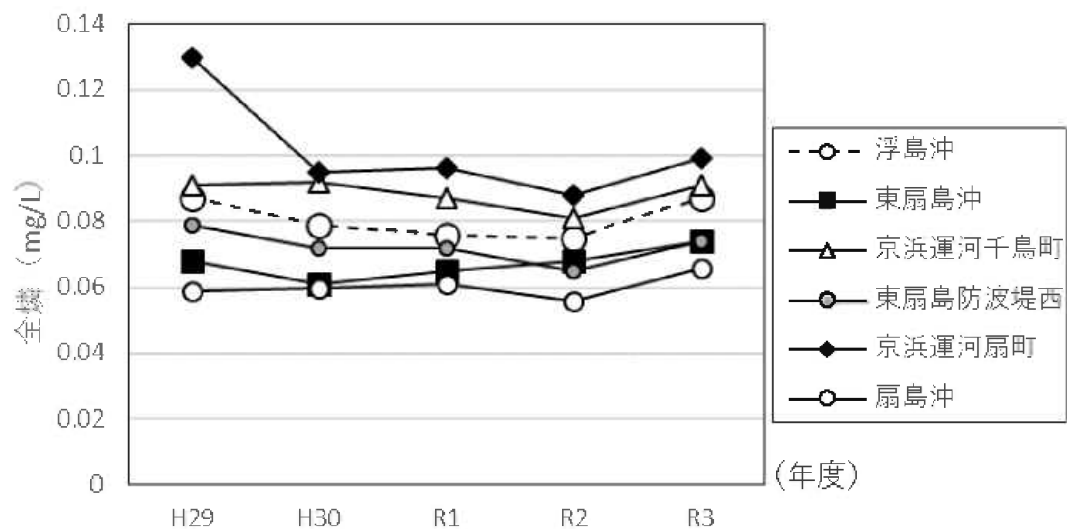
図 2-6.4(2) 川崎港内の主な地点のCOD経年変化（C類型）



注：全窒素濃度は全層年間平均値を示す。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

図 2-6.4(3) 川崎港内の主な地点の全窒素経年変化



注：全磷濃度は全層年間平均値を示す。

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

図 2-6.4(4) 川崎港内の主な地点の全磷経年変化

2-7 底質の現況

(1) 判定基準

底質の溶出量の基準としては、「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律施行令 第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総府令、昭和48年2月、総府令第6号」に定められる水底土砂に係る判定基準があり、その項目と判定基準の値は、表 2-7.1に示すとおりである。

表 2-7.1 水底土砂に係る判定基準

項目	判定基準	項目	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン又はその化合物	1.5 mg/L 以下
水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	有機塩素化合物	40 mg/kg 以下
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
砒素又はその化合物	0.1 mg/L 以下	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	1,1,1 トリクロロエタン	3 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
銅又はその化合物	3 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
亜鉛又はその化合物	2 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
ふっ化物	15 mg/L 以下	シマジシン	0.03 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/L 以下	セレン又はその化合物	0.1 mg/L 以下
クロム又はその化合物	2 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L 以下	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下

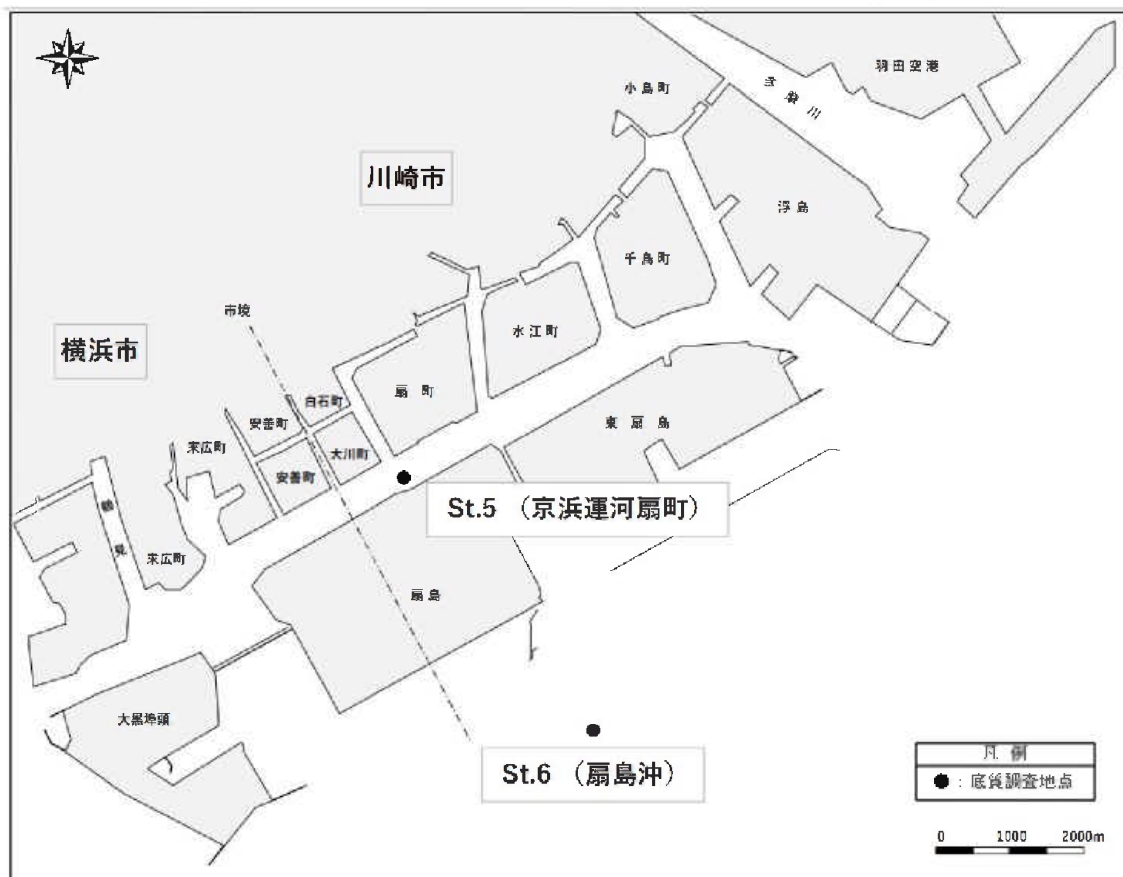
注：「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、1,1-ジクロロエチレンの基準値が 1mg/L 以下に見直され、1,4-ジオキサン(基準値 0.5mg/L 以下)が追加されたが、適用が平成 26 年 6 月 1 日からであることから、本資料における調査の結果と判定基準との比較検討は旧基準に基づいて実施した。

出典：「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令、昭和 48 年 2 月 17 日、総務省告示第 6 号」

(2) 調査概要

川崎港内の底質については、川崎市港湾局が4地点において調査を行っている。

調査地点の位置は図 2-7.1に、調査の詳細は表 2-7.2に示すとおりである。



出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

図 2-7.1 川崎港内における底質調査地点図

表 2-7.2 川崎港内における底質調査の詳細

現場観測項目	分析項目	調査地点	現地調査時期	調査方法
調査実施口、調査時間、天候、水深、泥温、臭気、外観、泥色	粒度組成、比重、pH、ORP、乾燥減量、IL、COD、TN、TP、TOC、硫化物、油分・ヘキサン抽出物質	2地点 (図 2-7.1 参照)	・夏季： 令和3年9月16日 ・冬季： 令和4年2月2日	小型スミス・マッキンタイヤ型採泥器(採泥面積：0.1m ²)を用いて、表層泥を2回採取し、1mm目のフルイにより分け、その残渣をホルマリン固定して分析用試料とした。 分析は環水管第120725002号、日本工業規格、環境庁告示第9号に基づく方法で行った。

(3) 調査結果

川崎市港湾局が実施した川崎港内の底質調査結果は、表 2-7.3に示すとおりである。

表 2-7.3(1) 底質調査結果

				St. 5 (京浜運河扇町)	
項 目				〔夏 季〕	〔冬 季〕
現 場 観 測 項 目	調査実施日			令和3年9月16日	令和4年2月2日
	調査時間		—	10 : 28	11 : 15
	天候		—	晴	快晴
	水深		m	14.1	13.9
	泥温		℃	22.4	10.2
	臭気		—	硫化水素臭	無臭
	外観		—	シルト	シルト
	泥色		—	オリーブ黒	オリーブ黒
分 析 項 目	粒 度 組 成	粒径 2mm 以上 (礫)	%	0.0	0.0
		粒径 2～0.075mm (砂質)	%	9.3	20.2
		粒径 0.075mm 以下 (泥質)	%	90.7	79.8
	比重		—	2.60	2.68
	水素イオン濃度		—	7.9	7.8
	酸化還元電位		Mv	-108	30
	乾燥減量		%	49.6	52.6
	強熱減量		%	9.4	8.7
	化学的酸素要求量		mg/g	33.0	32.6
	全窒素		mg/g	2.62	2.63
	全燐		mg/g	0.669	0.630
	全有機炭素		mg/g	28.5	26.0
	硫化物		mg/g	0.87	0.52
	ヘキサン抽出物質		mg/g	2.7	2.0

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

表 2-7.3(2) 底質調査結果

項 目				St. 6(扇島沖)	
				[夏 季]	[冬 季]
現 場 観 測 項 目	調査実施日			令和3年9月16日	令和4年2月2日
	調査時間			9:38	10:09
	天候			晴	快晴
	水深			26.5	26.5
	泥温			21.2	11.6
	臭気			硫化水素臭	硫化水素臭
	外観			シルト	シルト
	泥色			オリーブ黒	オリーブ黒
分 析 項 目	粒 度 組 成	粒径 2mm 以上 (礫)	%	0.0	0.5
		粒径 2~0.075mm (砂質)	%	1.1	5.3
		粒径 0.075mm 以下 (泥質)	%	98.9	94.2
	比重			2.58	2.66
	水素イオン濃度			8.0	7.7
	酸化還元電位			-115	-55
	乾燥減量			60.3	63.2
	強熱減量			11.4	10.8
	化学的酸素要求量			40.2	39.0
	全窒素			3.01	3.49
	全燐			0.767	0.770
	全有機炭素			29.2	28.1
	硫化物			1.18	0.84
	ヘキサン抽出物質			2.8	1.8

出典：「令和3年度水質年報、令和5年3月、川崎市環境局」

2-8 地形の現況

川崎港及びその周辺地域における重要な地形等の状況について、既存資料調査により整理した。

「日本の地形レッドデータブック 第1集、2002年、小泉・青木」及び「日本の地形レッドデータブック、2004年、小泉・青木」によると、川崎港及びその周辺地域には日本国内の危機にある地形や保存すべき地形に該当する地形はみられない。

2-9 生物の現況

(1) 陸上植物

川崎区内の現存植生、貴重な種及び群落について、既存資料調査により整理した。

① 現存植生

「第6回自然環境保全基礎調査（植生調査）」及び「第7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」に基づく現存植生は、図 2-9.1に示すとおりである。

また、「川崎市自然環境調査報告、川崎市教育委員会」、「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 環境モニタリング調査報告書、川崎市建設緑政局」及び「平成26年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第2編 環境調査編、平成29年3月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」により確認された植物種は、表 2-9.1に示すとおりである。

表 2-9.1 植物の確認種数

植物分類				川崎区	
				科数	種数
シダ植物				8	17
種子植物	裸子植物			2	2
	被子植物	単子葉植物		4	7
		二子葉植物	離弁花類	17	184
			合弁花類	73	420
			合計		

出典 1：「川崎市自然環境調査報告Ⅱ、平成 3 年 3 月、川崎市教育委員会」

2：「川崎市自然環境調査報告Ⅳ、平成 11 年 12 月、川崎市教育委員会」

3：「川崎市自然環境調査報告Ⅴ、平成 15 年 3 月、川崎市教育委員会」

4：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 平成 29 年度環境モニタリング調査報告書 平成 30 年 11 月、川崎市建設緑政局」

5：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 平成 30 年度環境モニタリング調査報告書 令和元年 5 月、川崎市建設緑政局」

6：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和元年度環境モニタリング調査報告書 令和 2 年 6 月、川崎市建設緑政局」

7：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和 2 年度環境モニタリング調査報告書 令和 3 年 6 月、川崎市建設緑政局」

8：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和 3 年度環境モニタリング調査報告書 令和 4 年 10 月、川崎市建設緑政局」

9：「平成 26 年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第 2 編 環境調査編、平成 29 年 3 月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」



図 2-9.1 川崎区の現存植生

② 貴重な種や群落

川崎区内で確認された植物のうち、貴重な種に該当するものは、表 2-9.2 に示すとおりである。また、貴重な群落（特定群落）の分布状況は、図 2-9.2 に示すとおりである。

表 2-9.2 貴重な植物の確認種一覧

科	種	貴重性のランク	
		①	②
カヤツリグサ	イセウキヤガラ		EN
	ジョウロウスゲ	VU	EN
	シオクグ		NT
	メアゼテンツキ		VU
イネ	アイアシ		VU
	オニシバ		VU
	ハマボウ		EN
アオイ	アキノミチヤナギ		VU
タデ	ウシオツメクサ		CR
ナデシコ	ホソバハマアカザ		VU
ヒユ	コケリンドウ		VU
リンドウ	トウオオバコ		VU
オオバコ	カワヂシャ	NT	
キク	シオン	VU	
	カワラニガナ	NT	VU
	ハチジョウナ		VU
	ウラギク	NT	EN
<貴重性の判別に用いた資料> ①「報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」、令和 2 年 3 月、環境省」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ②「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編、令和 4 年 3 月、神奈川県立生命の星・地球博物館」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注目：注目種 ③「文化財保護法、昭和 25 年 5 月、法律第 214 号」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成 4 年 6 月、法律第 75 号」に基づく貴重種に該当する種は確認されなかった。			

- 出典 1：「川崎市自然環境調査報告Ⅱ、平成 3 年 3 月、川崎市教育委員会」
 2：「川崎市自然環境調査報告Ⅳ、平成 11 年 12 月、川崎市教育委員会」
 3：「川崎市自然環境調査報告Ⅴ、平成 15 年 3 月、川崎市教育委員会」
 4：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 平成 29 年度環境モニタリング調査報告書 平成 30 年 11 月、川崎市建設緑政局」
 5：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 平成 30 年度環境モニタリング調査報告書 令和元年 5 月、川崎市建設緑政局」
 6：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和元年度環境モニタリング調査報告書 令和 2 年 6 月、川崎市建設緑政局」
 7：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和 2 年度環境モニタリング調査報告書 令和 3 年 6 月、川崎市建設緑政局」
 8：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和 3 年度環境モニタリング調査報告書 令和 4 年 10 月、川崎市建設緑政局」
 9：「平成 26 年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第 2 編 環境調査編 平成 29 年 3 月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」



図 2-9.2 特定植物群落の分布

(2) 陸上動物

ほ乳類、鳥類、両生類・は虫類及び昆虫類を対象に川崎区内で生息が確認された種及び貴重な種について既存資料調査により整理した。

なお、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年7月、法律第88号」に基づく鳥獣保護区の指定状況は以下に示すとおりである。

① ほ乳類

「川崎市自然環境調査報告Ⅰ 1987年、昭和63年3月、川崎市教育委員会」、「第5回自然環境保全基礎調査、平成14年3月、環境省」、「平成22年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成22年10月、東京空港整備事務所」、「平成23年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成24年3月、東京空港整備事務所」及び「平成26年度（仮称）羽田連絡道路調査及び予備設計業務委託第2編 環境調査編、平成29年3月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」の調査結果によると、4目4科7種のほ乳類が確認されている。

また、ほ乳類のうち、貴重な種については、表 2-9.3に示すとおりである。

表 2-9.3 貴重なほ乳類の確認種一覧

目	科	種	貴重性のランク	
			①	②
翼種	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ ヒナコウモリ	VU	Ⅱ類 Ⅱ類
1 目	1 科	2 種	1 種	2 種
＜貴重性の判別に用いた資料＞ ①「報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」、令和 2 年 3 月、環境省」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ②「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006、平成 18 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館」 絶：絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、注目：注目種、情不：情報不足 ③「文化財保護法、昭和 25 年 5 月、法律第 214 号」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成 4 年 6 月、法律第 75 号」に基づく貴重種に該当する種は確認されなかった。				

出典 1：「川崎市自然環境調査報告Ⅰ 1987 年、昭和 63 年 3 月、川崎市教育委員会」

2：「第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（ほ乳類）、平成 14 年 3 月、環境省」

3：「平成 22 年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成 22 年 10 月、東京空港整備事務所」

4：「平成 23 年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成 24 年 3 月、東京空港整備事務所」

5：「平成 26 年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第 2 編 環境調査編 平成 29 年 3 月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」

② 鳥類

「川崎市自然環境調査報告Ⅶ、平成23年3月、川崎市教育委員会」の調査結果によると、川崎区内では9目20科42種の鳥類が確認されている。

また、鳥類のうち、貴重な種については、表 2-9.4に示すとおりであり、貴重な鳥類の主な生息場所（確認場所）は、図 2-9.3に示すとおりである。

表 2-9.4 貴重な鳥類の確認種一覧

目	科	種	貴重性のランク			
			①	②	③ 繁殖期	④ 非繁殖期
カモ	カモ	ウミアイサ				準絶
カツオドリ	ウ	ウミウ		NT	Ⅱ類	準絶
ペリカン	サギ	ヨシゴイ			Ⅱ類	
		ササゴイ		NT	減少	
		アマサギ		NT		
		チュウサギ		NT		
		カラシラサギ		NT		
ツル	クイナ	クイナ				Ⅱ類
チドリ	チドリ	ムナグロ				減少
		ダイゼン			注目	減少
		コチドリ				
		シロチドリ		VU	Ⅱ類	準絶
		メダイチドリ				準絶
	シギ	タシギ				注目
		オオソリハシシギ		VU		Ⅱ類
		チュウシヤクシギ				Ⅱ類
		アオアシシギ				準絶
		クサシギ				準絶
		キアシシギ			希少	Ⅱ類
		ソリハシシギ				Ⅱ類
		イソシギ				注目
		キョウジョシギ				Ⅱ類
		トウネン				Ⅱ類
		ハマシギ		NT		Ⅱ類
	カモメ	オオセグロカモメ		NT		
		コアジサシ		VU	Ⅰ類	
タカ	ミサゴ	ミサゴ	国内	NT	Ⅱ類	準絶
	タカ	チュウヒ		EN		Ⅱ類
		ハイタカ		NT	情不	希少
		ノスリ			Ⅱ類	希少
フクロウ	フクロウ	コミズク	国内			Ⅰ類
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		VU	Ⅰ類	希少
スズメ	モズ	モズ			減少	
	ヒバリ	ヒバリ			減少	
	ツバメ	ツバメ			減少	
	ムシクイ	センダイムシクイ			準絶	
	ヨシキリ	オオヨシキリ			Ⅱ類	
	セッカ	セッカ			減少	減少
	セキレイ	セグロセキレイ			減少	
	アトリ	カワラヒワ			減少	
	ホオジロ	アオジ			Ⅱ類	
		オオジュリン				Ⅱ類
9 目	20 科	42 種	2 種	12 種	20 種	26 種

＜鳥類の重要性の判別に用いた資料＞

① 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年6月、法律第75号」
国内：国内希少野生動植物

② 「報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」、令和2年3月、環境省」
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

③ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告2006、平成18年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館」
絶：絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、
希少：希少種、注目：注目種、情不：情報不足

④ 「文化財保護法、昭和25年5月、法律第214号」に基づく貴重種に該当する種は確認されなかった。

- 出典 1：「川崎市自然環境調査報告Ⅶ、平成23年3月、川崎市教育委員会」
 2：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 平成29年度環境モニタリング調査報告書
平成30年11月、川崎市建設緑政局」
 3：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 平成30年度環境モニタリング調査報告書
令和元年5月、川崎市建設緑政局」
 4：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和元年度環境モニタリング調査報告書
令和2年6月、川崎市建設緑政局」
 5：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和2年度環境モニタリング調査報告書
令和3年6月、川崎市建設緑政局」
 6：「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事 令和3年度環境モニタリング調査報告書
令和4年10月、川崎市建設緑政局」
 7：「平成26年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第2編 環境調査編
平成29年3月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」



図 2-9.3 鳥獣保護区と貴重な鳥類の主な生息場所の指定状況

③ 両生類・は虫類

「川崎市自然環境調査報告Ⅱ、平成3年3月、川崎市教育委員会」、「第5回自然環境保全基礎調査、平成13年10月、環境省」、「平成22年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成22年10月、東京空港整備事務所」、「平成23年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成24年3月、東京空港整備事務所」及び「平成26年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第2編 環境調査編、平成29年3月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」の調査結果によると、川崎区内では両生類が1目2科2種、は虫類が2目4科5種確認された。

また、両生類及びは虫類のうち、貴重な種については、表 2-9.5 に示すとおりである。

表 2-9.5 貴重な両生類及びは虫類の確認種一覧

綱	目	科	種	貴重性のランク	
				①	②
両生	無尾目	ヒキガエル	アズマヒキガエル		注目
1 綱	1 目	1 科	1 種	0 種	1 種
は虫	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	NT	I 類
	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ		注目
		ナミヘビ	アオダイショウ		注目
1 綱	2 目	3 科	3 種	1 種	3 種
<貴重性の判定に用いた資料> ①「報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」、令和 2 年 3 月、環境省」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ②「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006、平成 18 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館」 絶：絶滅、I 類：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、注目：注目種、情不：情報不足 ③「文化財保護法、昭和 25 年 5 月、法律第 214 号」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成 4 年 6 月、法律第 75 号」に基づく貴重種に該当する種は確認されなかった。					

出典 1：「川崎市自然環境調査報告Ⅱ、平成 3 年 3 月、川崎市教育委員会」

2：「第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（両生類・は虫類）、平成 13 年 10 月、環境省」

3：「平成 22 年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成 22 年 10 月、東京空港整備事務所」

4：「平成 23 年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成 24 年 3 月、東京空港整備事務所」

5：「平成 26 年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第 2 編 環境調査編
平成 29 年 3 月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」

④ 昆虫類

「川崎市自然環境調査報告書Ⅵ、平成19年3月、川崎市教育委員会」、「川崎市自然環境調査報告書Ⅶ、平成23年3月、川崎市教育委員会」「平成22年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成22年10月、東京空港整備事務所」、「平成23年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成24年3月、東京空港整備事務所」及び「平成26年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第2編 環境調査編、平成29年3月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」の昆虫相の主要なグループについての調査結果によると、川崎区内では15目165科610種の昆虫類が確認されている。

また、昆虫類のうち、貴重な種については、表 2-9.6に示すとおりであり、貴重な昆虫の主な生息場所は、図 2-9.4に示すとおりである。

表 2-9.6 貴重な昆虫類の確認種一覧

目	科	種	貴重性のランク	
			①	②
バッタ（直翅）	キリギリス	イズササキリ	DD	注目 注目 準絶 注目 準絶 希少
		ヒガシキリギリス		
		ケラ		
		マツムシ		
		バッタ		
		イナゴ		
カメムシ（半翅）	ヒシバッタ	ニセハネナガヒシバッタ	NT	希少 情不 準絶 注目
		ヤブガラシグンバイ		
		ギンイチモンジセセリ		
チョウ（鱗翅）	セセリチョウ	ミヤマチャバネセセリ	VU	
		ヌマベウスキヨトウ		
コウチュウ（鞘翅）	ヤガ	ハマベミズギワゴミムシ	EN	準絶 Ⅰ類
		キイロホソゴミムシ		
	オサムシ	ヤマトケシマグソコガネ		準絶 Ⅱ類
		ヤマトヒメメダカカコウムシ		
	コガネムシ	ルリキオビジョウカイモドキ		準絶 準絶
		ヤマトヒメテントウ		
	カッコウムシ	スイバトビハムシ		情不
	ジョウカイモドキ			
	テントウムシ			
	ハムシ			
4 目	15 科	18 種	4 種	16 種

＜貴重性の判定に用いた資料＞				
①「報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」、令和 2 年 3 月、環境省」				
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群				
②「神奈川県レッドデータ生物調査報告 2006、平成 18 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館」				
絶：絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、注目：注目種、情不：情報不足				
③「文化財保護法、昭和 25 年 5 月、法律第 214 号」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成 4 年 6 月、法律第 75 号」に基づく貴重種に該当する種は確認されなかった。				

- 出典 1：「川崎市自然環境調査報告書Ⅵ、平成 19 年 3 月、川崎市教育委員会」
 2：「川崎市自然環境調査報告書Ⅶ、平成 23 年 3 月、川崎市教育委員会」
 3：「平成 22 年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成 22 年 10 月、東京空港整備事務所」
 4：「平成 23 年度東京国際空港河口干潟現況調査、平成 24 年 3 月、東京空港整備事務所」
 5：「平成 26 年度（仮称）羽田連絡道路 調査及び予備設計業務委託第 2 編 環境調査編 平成 29 年 3 月、川崎市建設緑政局広域道路整備室」

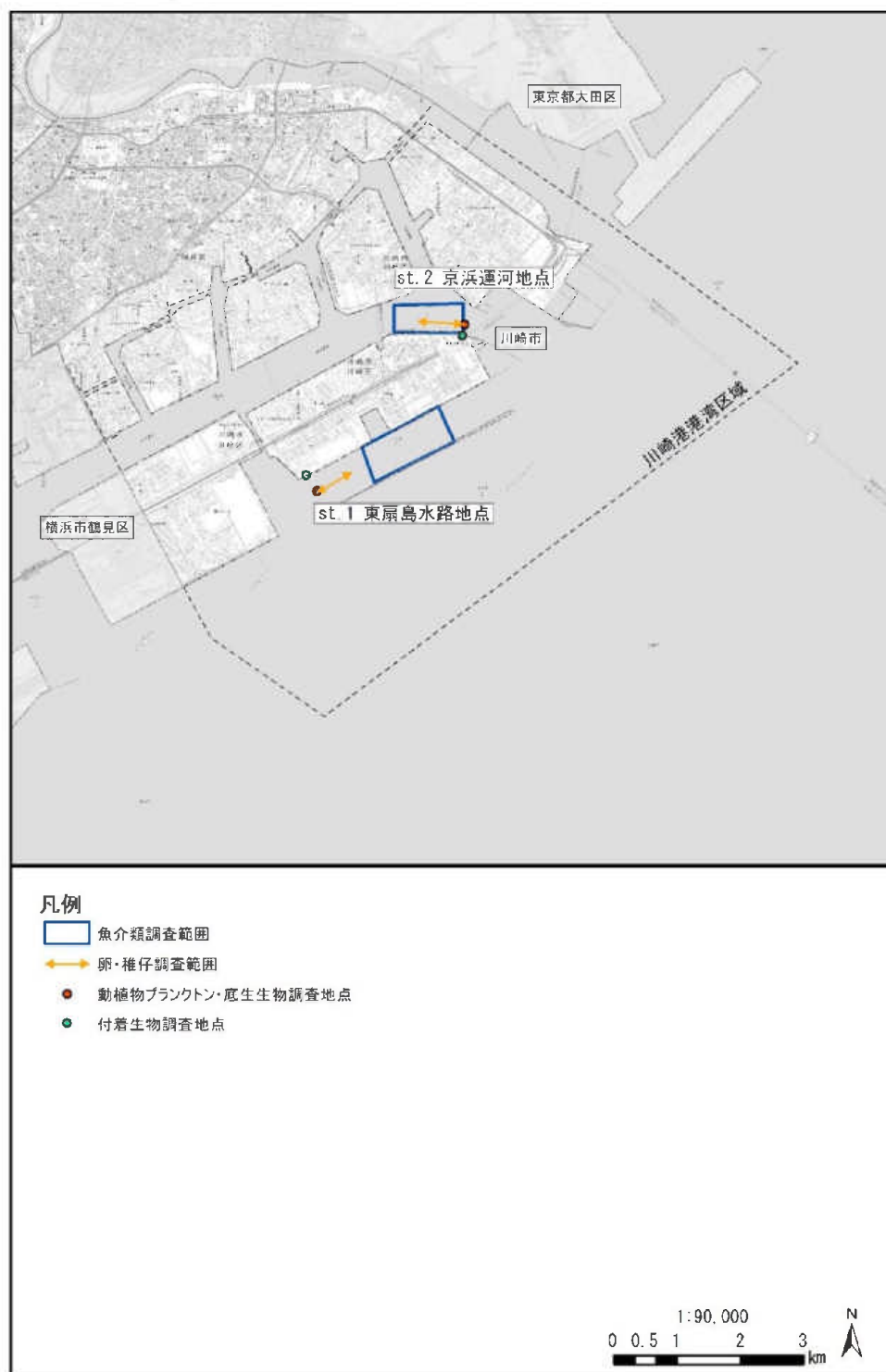


図 2-9.4 貴重な昆虫の主な生息場所

(3) 水生生物

① 調査概要

川崎港内の水生生物については、川崎市港湾局が、図 2-9.5 に示す地点において調査を行っており、調査の詳細は、表 2-9.7 に示すとおりである。



注：夏季・冬季に実施した調査地点を示した

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

図 2-9.5 川崎港内における水生生物調査地点図

表 2-9.7 川崎港内における水生生物調査の詳細（川崎市港湾局）

調査項目		調査地点	調査時期	調査方法
植物プランクトン		2 地点 (図 2-9.5 参照)	・ 夏季：令和 4 年 9 月 21 日 ・ 冬季：令和 5 年 2 月 10 日	バントン採水器を用いて採取。(海面下 0.5m)
動物プランクトン				北原式プランクトンネットを用いて鉛直曳き採取。(海底上 1m～海面)
底生生物				エクマンバーン型採泥器を用いて採取。
卵・稚仔		2 地点 (図 2-9.5 参照)		丸稚ネットを用いて約 2 ノットの速度で 10 分程度水平曳き採取。(水面～1.3m)
着生生物		2 地点： (図 2-9.5 参照)	・ 夏季：令和 4 年 9 月 22 日 ・ 冬季：令和 5 年 1 月 12 日	目視調査及びピコドゥラート法による試料採取。
魚介類	底曳網	2 区画 (図 2-9.5 参照)	・ 夏季：令和 4 年 9 月 21 日 ・ 冬季：令和 5 年 2 月 28 日	底曳網を用いて試料採取。
	桁曳網			桁曳網を用いて試料採取。

出典：「令和 4 年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」

② 調査結果

ア) 植物プランクトン

植物プランクトンの調査結果の概要は、表 2-9.8に示すとおりである。

表 2-9.8(1) 植物プランクトン確認種一覧（夏季）

調査方法：バンドン採水器による鉛直曳き

No.	門	綱	目	科	学名	調査地点	
						St.1 扇島東水路	St.2 京浜運河
1	黄色植物	珪藻	円心	コスシノディスカス	<i>Coscinodiscus</i> sp.	192,000	
2				タラシオシラ	<i>Lauderia</i> sp.		512,000
3					<i>Skeletonema costatum</i>	69,096,000	44,032,000
4					<i>Skeletonema</i> sp.	18,880,000	16,064,000
5					<i>Thalassiosira angustii</i>	2,176,000	672,000
6					<i>Thalassiosira</i> sp. 1	128,000	160,000
7					<i>Thalassiosira</i> sp. 2	160,000	
8				メロシラ	<i>Leptocylindrus danicus</i>	8,288,000	1,536,000
9				ビダルフィア	<i>Hemiaulax hauckii</i>	3,616,000	1,600,000
10				キートケロス	<i>Chaetoceros</i> sp. 1	992,000	288,000
11					<i>Chaetoceros</i> sp. 2	416,000	
12			羽状	ディアトマ	<i>Thalassionema nitzschioides</i>	416,000	416,000
13					<i>Thalassionema frauenfeldii</i>	32,000	
14				プレウロシグマ	<i>Pleurosigma</i> sp.	32,000	
15				ナビキュラ	<i>Amphora</i> sp.		32,000
16				ニッチア	<i>Pseudo-nitzschia</i> sp.	10,400,000	3,328,000
17					<i>Nitzschia amphibia</i>	352,000	480,000
18					<i>Nitzschia</i> sp. 1	64,000	128,000
19					<i>Nitzschia</i> sp. 2	32,000	
計	1 門	1 綱	2 目	9 科	沈澱量 (ml/l)	0.24	0.09
					種類数	17 種	13 種
					細胞数合計	115,272,000	69,248,000

注：1. 細胞数/L

2. 種名及び配列は「日本産海洋プランクトン検索図説（東海大学出版会 平成 9 年）」「日本海洋プランクトン図鑑・第3版（保育社 平成 8 年）」に準拠した。

3. 門・綱・目・科名が不明な種は「-」と表記した

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9.8(2) 植物プランクトン確認種一覧 (冬季)

調査方法: バンドン採水器による鉛直曳き

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	
						St.1 扇島東水路	St.2 京浜運河
1	渦鞭毛植物	渦鞭毛藻	ディクチオカ	ディクチオカ	<i>Dictyocha hibula</i>	180,000	
2			プロロセントルム	プロロセントルム	<i>Prorocentrum gracile</i>	50,000	60,000
3					<i>Prorocentrum marina</i>	60,000	
4			ディノフィシス	ディノフィシス	<i>Dinophysis</i> sp.	50,000	210,000
5	黄色植物	珪藻	円心	コスシノディスクス	<i>Coscinodiscus</i> sp.	130,000	330,000
6					<i>Arachnoidiscus ehrenbergi</i>		60,000
7				タラシオシーラ	<i>Lauderia</i> sp.	230,000	
8					<i>Stephanopyxis palmeriana</i>	13,020,000	8,430,000
9					<i>Stephanopyxis</i> sp.	60,000	
10					<i>Thalassiosira nordenskiöldii</i>	2,730,000	1,170,000
11					<i>Thalassiosira</i> sp. 1		30,000
12					<i>Thalassiosira</i> sp. 2	70,000	
13				メロシラ	<i>Leptocylindrus danicus</i>	6,570,000	5,270,000
14			羽状	ビダルフィア	<i>Ditylum brightwellii</i>	160,000	
15					<i>Eucampia zodiacus</i>	3,760,000	3,310,000
16				リゾソレニア	<i>Rhizosolenia alata</i>	70,000	
17					<i>Chaetoceros compressum</i>	290,000	
18				キートケロス	<i>Chaetoceros curvisetum</i>	630,000	
19					<i>Chaetoceros holsaticum</i>	270,000	550,000
20					<i>Chaetoceros</i> sp. 1	180,000	280,000
21				フラギラリア	<i>Asterionella japonica</i>	170,000	30,000
22	ミドリ植物	ミドリ藻	ミドリムシ	ナビキュラ	<i>Navicula</i> sp.	50,000	30,000
23				ニッチア	<i>Pseudo-nitzschia</i> sp.	190,000	
24					<i>Nitzschia amphibia</i>	70,000	
25					<i>Euglena</i> sp.	150,000	60,000
計	3 門	3 綱	6 目	13 科	沈澱量 (ml/l)	0.11	0.04
					種類数	23 種	14 種
					細胞数合計	29,140,000	19,820,000

注: 1. 細胞数/l.

2. 種名及び配列は「日本産海洋プランクトン検索図説 (東海大学出版会 平成 9 年)」「日本海洋プランクトン図鑑・第3版 (保育社 平成 8 年)」に準拠した。

3. 門・綱・目・科名が不明な種は「」と表記した

出典: 「令和 4 年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」

イ) 動物プランクトン

動物プランクトンの調査結果の概要は、表 2-9.9に示すとおりである。

表 2-9.9(1) 動物プランクトン確認種一覧（夏季）

調査方法：北原式プランクトンネットによる鉛直曳き

No.	門	綱	目	科	学名	調査地点	
						St.1 扇島東水路	St.2 京浜運河
1	原生動物	繊毛虫	少毛	フデヅツカラムシ	<i>Tintinnopsis</i> sp.	1,667	
2				ツリガネカラムシ	<i>Favella taraikaensis</i>	833	
3	腔腸動物	ヒドロ虫	ヒドロ虫	—	Hydroida sp.		1,443
4	軟体動物	二枚貝	—	—	Larva of BIVALVIA	416	962
5	環形動物	多毛	—	—	Larva of POLYCHAETA 1.	2,917	2,886
6					Larva of POLYCHAETA 2.	1,667	481
7					Larva of POLYCHAETA 3.	5,001	1,443
8	節足動物	甲殻	鯀脚	ウミオオメミジンコ	<i>Evdne tergestina</i>	4,584	2,886
9		橈脚亜	カラヌス	パラカラヌス	<i>Paracalanus parvus</i>	1,667	962
10				シュウドディアプトムス	<i>Pseudodiaptomus marinus</i>	4,167	1,443
11				アカルチア	<i>Acartia omorii</i>	10,418	19,240
12				—	Calanoida	7,084	962
13			キクロブス	オイトナ	<i>Oithona davisae</i>	39,591	13,750
14					<i>Oithona similis</i>	1,250	
15					Copepodite larva of <i>Oithona</i>	23,750	21,750
16				—	Nauplius larva of CIRRIPIEDIA	10,002	4,750
17		蔓脚亜	—	—	Nauplius larva of Cirripedia	416	481
計	5 門	7 綱	8 目	13 科	沈澱量 (ml/m ³)	3.32	2.06
					種類数	16 種	14 種
					個体数 (個体/m ³) 合計	115,430	73,439

表 2-9.9(2) 動物プランクトン確認種一覧（冬季）

調査方法：北原式プランクトンネットによる鉛直曳き

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	
						St.1 扇島東水路	St.2 京浜運河
1	原生動物	繊毛虫	少毛	ツリガネカラムシ	<i>Favella campanula</i>	6,950	4,218
2					<i>Favella taraikaensis</i>	993	2,812
3	袋形動物	輪虫	プロイマ	ドロワムシ	<i>Synchaeta tremula</i>	8,936	8,436
4	軟体動物	腹足	—	—	Larva of GASTROPODA	6,950	7,030
5	環形動物	多毛	—	—	Larva of POLYCHAETA		1,406
6	節足動物	橈脚亜	カラヌス	カラヌス	<i>Calanus</i> sp.		1406
7				パラカラヌス	<i>Paracalanus</i> sp.	1,986	1,406
8				セントロバジェス	<i>Centropages</i> sp.	993	1,406
9				—	Calanoida	2,979	
10			キクロブス	オイトナ	<i>Oithona rigida</i>	7,943	12,654
11					Copepodite larva of <i>Oithona</i>	5,958	9,842
12			ボエキロストム	コリケウス	<i>Corycaeus</i> sp.	993	2,812
13			オンケア	<i>Oncaca</i> sp.			1,406
14			—	—	Nauplius larva of COPEPODA	25,816	40,774
15	毛顎動物	現生矢虫	無膜	矢虫	<i>Sagitta</i> sp.	993	1,406
16	脊索動物	尾虫	尾虫	オタマボヤ	<i>Oikopleura</i> sp.	13,900	14,060
計	7 門	7 綱	10 目	14 科	沈澱量 (ml/m ³)	20.88	15.21
					種類数	13 種	15 種
					個体数 (個体/m ³) 合計	85,390	111,074

注：1. 細胞数/L

2. 種名及び配列は「日本産海洋プランクトン検索図説（東海大学出版会 平成 9 年）」

「日本海洋プランクトン図鑑・第3版（保育社 平成 8 年）」に準拠した。

3. 門・綱・目・科名が不明な種は「-」と表記した

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

り) 底生生物

底生生物の調査結果の概要は、表 2-9. 10に示すとおりである。

表 2-9. 10(1) 底生生物確認種一覧（夏季）

調査方法：スミス・マッキンタイヤ型採泥器による3回採泥

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St. 1		St. 2	
						学名	個体数	湿重量	個体数	湿重量
1	軟体動物	腹足	汎有肺	トウガタガイ	クチキレガイ	<i>Tiberia pulchella</i>			1	0.02
2		二枚貝	フネガイ	フネガイ	サルボウガイ	<i>Scapharca kagoshimensis</i>	2	3.92		
3	環形動物	ゴカイ	サシバゴカイ	ゴカイ	オウギゴカイ	<i>Nectoncanthes oxypoda</i>			9	0.22
4			イソメ	ギボシイソメ	カタマカリギボシイソメ	<i>Scoletoma longifolia</i>	1	0.01	7	0.06
5			スビオ	スビオ	シノブハネエラスビオ	<i>Paraprionospio patiens</i>	73	0.62	244	0.91
6					<i>Polydora</i> 属	<i>Polydora</i> sp.			1	
7					イトエラスビオ	<i>Prionospio pulchra</i>	1			
8	節足動物	軟甲	エビ	オキエビ	ソコシラエビ	<i>Leptochela gracilis</i>	1	0.01		
計						種類数	5 種		5 種	
						個体数・湿重量(g)合計	78	4.56	262	1.21

注：1. 単位：個体数・湿重量(g)/0.15 m²

2. +表示は0.01g未満を示す。

3. 種名及び配列は「令和4年度河川水辺国勢調査((公)リバーフロント研究所 令和4年)」に準拠した。

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9. 10(2) 底生生物確認種一覧（冬季）

調査方法：スミス・マッキンタイヤ型採泥器による3回採泥

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St. 1		St. 2	
						学名	個体数	湿重量	個体数	湿重量
1	刺胞動物	花虫	ウミユラ	ヤナギウミユラ	ヤナギウミユラ科	<i>Virgularia</i>			1	0.58
2			イソギンチャク	-	イソギンチャク目	<i>Actiniaria</i>			1	0.09
3	軟体動物	二枚貝	マルスダレガイ	ケシハマグリ	ケシトリガイ	<i>Alveinus ojiianus</i>	1	-		
4	環形動物	ゴカイ	サシバゴカイ	チロリ	<i>Glycera</i> 属	<i>Glycera</i> sp.	5	0.25	4	0.31
5				カギゴカイ	ハナオカカギゴカイ	<i>Sigambra hanaokai</i>	1	-		
6				ゴカイ	オウギゴカイ	<i>Nectoncanthes oxypoda</i>			1	0.07
7			イソメ	ギボシイソメ	カタマカリギボシイソメ	<i>Scoletoma longifolia</i>	4	0.02	10	0.06
8						<i>Paraprionospio patiens</i>	64	1.29	71	0.91
9	節足動物	顎脚	フジツボ	スビオ	イトエラスビオ	<i>Prionospio pulchra</i>	2	-		
10						<i>Chthamalus challengerii</i>	2	-		
11						<i>Ophiura kinbergi</i>			1	0.06
12	脊索動物	ホヤ	マボヤ	モルグラ	マンハッタンボヤ	<i>Molgula manhattensis</i>			1	0.09
計						種類数	7 種		8 種	
						個体数・湿重量(g)合計	79	1.56	90	2.17

注：1. 単位：個体数・湿重量(g)/0.15 m²

2. +表示は0.01g未満を示す。

3. 種名及び配列は「令和4年度河川水辺国勢調査((公)リバーフロント研究所 令和4年)」に準拠した。

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

I) 卵・稚仔

卵及び稚仔の調査結果の概要は、それぞれ表 2-9.11及び表 2-9.12に示すとおりである。

表 2-9.11(1) 卵調査確認種一覧（夏季）

調査方法：丸稚ネット(水平曳き、約2ノット、10分)

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St.1 扇島東水路	St.2 京浜運河	合計
						学名	個体数	個体数	
1	脊椎動物	硬骨魚	ニシン	カタクチイワシ	カタクチイワシ	<i>Engraulis japonica</i>	59	37	95
2			不明	—	単脂球形卵①	—	8	123	132
3			不明	—	単脂球形卵②	—	—	1	1
計	1門	1綱	3目	3科	種類数		2種	3種	3種
					個体数合計		67	161	228

注：不明卵は、卵径等から別種と考えられる

注：1. 単位：個体数/1,000 m²

2. 種名及び配列は「令和4年度河川水辺国勢調査（(公)リバーフロント研究所 令和4年）」に準拠した。

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9.11(2) 卵調査確認種一覧（冬季）

調査方法：丸稚ネット(水平曳き、約2ノット、10分)

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St.1 扇島東水路	St.2 京浜運河	合計
						学名	個体数	個体数	
1	脊椎動物	硬骨魚	スズキ	スズキ	スズキ属	<i>Lateolabrax</i>	1	0	1
計	1門	1綱	1目	1科	種類数		1種	0種	1種
					個体数合計		1	0	1

注：1. 単位：個体数/1,000 m²

2. 種名及び配列は「令和4年度河川水辺国勢調査（(公)リバーフロント研究所 令和4年）」に準拠した。

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9. 12(1) 稚仔調査確認種一覧(夏季)

調査方法：丸稚ネット(水平曳き、約2ノット、10分)

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St. 1 扇島東水路	St. 2 京浜運河	合計
						学名	個体数 全長 (mm)	個体数 全長 (mm)	
1	脊椎動物	硬骨魚	ニシン	カタクチイワシ	カタクチイワシ	<i>Engraulis japonica</i>	1 (72.5)		1
2			トゲウオ	ヨウジウオ	タツノオトシゴ属	<i>Hippocampus</i> sp.	1 (23.0)		1
3			スズキ	テンジクダイ	テンジクダイ科	Apogonidae	1 (6.1)		1
4				イソギンボ	イソギンボ科	Blenniidae	2 (1.6-4.6)	8 (1.6-2.0)	10
5			フグ	カワハギ	アミメハギ	<i>Rudarius erocodes</i>	1 (6.6)	1 (6.2)	2
6			不明	—	不明仔魚	Unidentified larvae		9 (0.8-1.3)	9
計	1 門	1 綱	5 目	6 科	種類数		5 種	3 種	6 種
					個体数合計		7	18	25

注：1. 不明種は、1種としてカウントした。

2. 単位：個体数/1,000 m²

3. () 内は全長範囲を示す。

4. 種名及び配列は「令和4年度河川水辺国勢調査((公)リバーフロント研究所 令和4年)」に準拠した。

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9. 12(2) 稚仔調査確認種一覧(冬季)

調査方法：丸稚ネット(水平曳き、約2ノット、10分)

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St. 1 扇島東水路	St. 2 京浜運河	合計
						学名	個体数 全長(mm)	個体数 全長(mm)	
1	脊椎動物	硬骨魚	スズキ	メバル	カサゴ	<i>Sebastiscus marmoratus</i>	19 (2.2-2.8)	2 (2.1-2.6)	21
2				ハゼ	ハゼ科	Gobiidae		2 (3.2-3.6)	2
計	1 門	1 綱	1 目	2 科	種類数		1 種	2 種	2 種
					個体数合計		19	4	23

注：1. 単位：個体数/1,000 m²

2. () 内は全長範囲を示す。

3. 種名及び配列は「令和4年度河川水辺国勢調査((公)リバーフロント研究所 令和4年)」に準拠した。

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

カ) 着生生物

着生生物の調査結果の概要は、表 2-9.13に示すとおりである。

表 2-9.13(1) 着生生物（植物）確認種一覧（夏季）

調査方法：コブネット法（50cm×50cm）

No.	門	綱	目	科	種名	学名	調査地点	
							St.1 扇島 東水路	St.2 京浜 運河
1	藍色植物	藍藻	-	-	珪藻綱	BACILLARIOPHYCEAE		○
計	1 門	1 綱	1 目	1 科	種類数		0 種	1 種

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9.13(2) 着生生物（植物）確認種一覧（冬季）

調査方法：コブネット法（50cm×50cm）

No.	門	綱	目	科	種名	学名	調査地点	
							St.1 扇島 東水路	St.2 京浜 運河
1	藍色植物	藍藻	-	-	藍藻綱	CYANOPHYCEAE	○	○
2	緑藻植物	アオサ藻	アオサ	アオサ	ボウアオノリ	<i>Ulva intestinalis</i>	○	
3					アオサ属	<i>Ulva</i> sp.	○	
4			ハネモ	ハネモ	ハネモ属	<i>Bryopsis</i> sp.	○	○
5	不等毛植物	珪藻	-	-	珪藻綱	BACILLARIOPHYCEAE	○	○
6	紅藻植物	真正紅藻	イギス	イギス	イギス科	Ceramiales	○	○
計	4 門	4 綱	5 目	5 科	種類数		6 種	4 種

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9.13(3) 着生生物（動物）確認種一覧（冬季）

調査方法：コアラト法（50cm×50cm）

No.	門	綱	目	科	種名	学名	調査点	
							SL.1 加島末永路	SL.2 高浜運河
1	海綿動物	—	—	—	海綿動物門	PORIFERA	○	○
2	刺胞動物	ヒドロ虫	—	—	ヒドロ虫綱	HYDROZOA	○	○
3		花虫	イソギンチャク	タテジマイソギンチャク	タテジマイソギンチャク	<i>Haliphanella lineata</i>	○	○
4		—	—	—	イソギンチャク目	ACTINIARIA	○	○
5	軟体動物	笠虫	Phoronidea	Phoronidae	Phoronis属	<i>Phoronis</i> sp.	○	○
6		苔虫	腎口	ツノマタコケムシ	ツノマタコケムシ科	Thalamoporellidae	○	○
7		—	—	フサコケムシ	フサコケムシ	<i>Bugula neritina</i>	○	○
8		—	—	苔虫綱	苔虫綱	BRACHIOZOA	○	○
9	軟体動物	多板	新ヒザラガイ	ケハダヒザラガイ	ケハダヒザラガイ科	Acanthochitonidae	○	○
10		腹足	腹足	タマキビ	タマキビガイ	<i>Littorina (Littorina) brevicula</i>	○	○
11		—	—	カリバササガイ	シマメノウフネガイ	<i>Crepidula onyx</i>	○	○
12		新腹足	アツキガイ	レイシガイ	レイシガイ	<i>Thais (Reishia) broni</i>	○	○
13		—	—	イボニシ	イボニシ	<i>Thais (Reishia) clavigera</i>	○	○
14		裸鰓	クロシタナシウミウシ	クロシタナシウミウシ	クロシタナシウミウシ	<i>Dondrodia nitescens</i>	○	○
15		一枚貝	フネガイ	フネガイ	コペルトフネガイ	<i>Arca boucardi</i>	○	○
16		イガイ	イガイ	ミドリイガイ	ミドリイガイ	<i>Perna viridis</i>	○	○
17		カキ	イタボガキ	マダギ	マダギ	<i>Crassostrea gigas</i>	○	○
18	環形動物	多毛	ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ科	Cirratulidae	○	○
19		—	ケヤリムシ	ケヤリムシ	ケヤリムシ科	Sabellidae	○	○
20		—	カンザシコカイ	カンザシコカイ	カンザシコカイ科	Serpulidae	○	○
21	節足動物	顎脚	無柄	イワフジツボ	イワフジツボ	<i>Chthamalus challengerii</i>	○	○
22		—	—	フジツボ	タラジマフジツボ	<i>Balanus amphitrite</i>	○	○
23		—	—	—	サンカクフジツボ	<i>Balanus trigonus</i>	○	○
24		—	—	—	サンオウフジツボ	<i>Perforatus perforatus</i>	○	○
25		軟甲	十脚	—	鼠尾下目（ヤドカリ類）	ANOMURA	○	○
26		—	—	オウギカニ	スバスバオウギザニ	<i>Sphaerognathus nitidus</i>	○	○
27	棘皮動物	ウニ	ボンウニ	サンショウウニ	サンショウウニ	<i>Tegomphus torquatus</i>	○	○
28	脊索動物	ホヤ	マメボヤ	ユウレイボヤ	ユウレイボヤ属	<i>Ciona</i> sp.	○	○
29		—	マボヤ	イタボヤ	イタボヤ科	Botryllidae	○	○
30		—	—	シロボヤ	クロマメイタボヤ	<i>Polysiphonia (Polysiphonia) setacea</i>	○	○
31		—	—	—	シロボヤ	<i>Styela pinnata</i>	○	○
32		—	—	フクロボヤ	マンハッタンボヤ	<i>Mollusca manhattanensis</i>	○	○
33		—	—	—	ホヤ綱（単体性）	ASCIDIACEA (solitary)	○	○
34		—	—	—	ホヤ綱（群体性）	ASCIDIACEA (colonial)	○	○
計	8門	13綱	22目	30科		種類数	27種	26種

注：1. 種名及び配列は以下の文献に準拠した。

2. 原色検索日本海岸動物図鑑Ⅰ（保育社 平成4年）
3. 原色検索日本海岸動物図鑑Ⅱ（保育社 平成7年）
4. 日本産近海貝類図鑑第二版（東海大学出版 平成29年）

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

表 2-9.13(4) 着生生物（動物）確認種一覧（冬季）

調査方法：コアラト法（50cm×50cm）

No.	門	綱	目	科	種名	学名	調査点	
							SL.1 加島末永路	SL.2 高浜運河
1	海綿動物	—	—	—	海綿動物門	PORIFERA	○	○
2	刺胞動物	ヒドロ虫	—	—	ヒドロ虫綱	HYDROZOA	○	○
3		花虫	イソギンチャク	タテジマイソギンチャク	タテジマイソギンチャク	<i>Haliphanella lineata</i>	○	○
4		—	—	—	イソギンチャク目	ACTINIARIA	○	○
5	軟体動物	笠虫	Phoronidea	Phoronidae	Phoronis属	<i>Phoronis</i> sp.	○	○
6		苔虫	腎口	ツノマタコケムシ	ツノマタコケムシ科	Thalamoporellidae	○	○
7		—	—	フサコケムシ（トゲコケムシ）	フサコケムシ	<i>Bugula neritina</i>	○	○
8		—	—	フサコケムシ	フサコケムシ	<i>Tricleria arcuata</i>	○	○
9		—	—	—	苔虫綱	BRACHIOZOA	○	○
10	軟体動物	多板	多板	ケハダヒザラガイ	ケハダヒザラガイ	<i>Acanthochiton</i> sp.	○	○
11		腹足	カサガイ	ユキノカサガイ	ユキノカサガイ	<i>Littorina (Littorina) brevicula</i>	○	○
12		—	腹足	タマキビ	タマキビ	<i>Littorina (Littorina) brevicula</i>	○	○
13		—	新腹足	カリバササガイ	シマメノウフネガイ	<i>Crepidula onyx</i>	○	○
14		—	—	アツキガイ	レイシガイ	<i>Thais (Reishia) broni</i>	○	○
15		—	—	—	イボニシ	<i>Thais (Reishia) clavigera</i>	○	○
16		裸鰓	クロシタナシウミウシ	クロシタナシウミウシ	クロシタナシウミウシ	<i>Dondrodia nitescens</i>	○	○
17		一枚貝	カラマツガイ	カラマツガイ	カラマツガイ	<i>Styela pinnata</i>	○	○
18		イガイ	イガイ	ミドリイガイ	ミドリイガイ	<i>Perna viridis</i>	○	○
19		—	—	—	シロイガイ	<i>Crassostrea gigas</i>	○	○
20		ウダスガ	イタボガキ	マダギ	マダギ	<i>Crassostrea gigas</i>	○	○
21		マルスグレガイ	イワボリガ	ウダスガ	ウダスガ	<i>Perna viridis</i>	○	○
22	環形動物	多毛	ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ科	ミズヒキゴカイ科	Cirratulidae	○	○
23		ケヤリムシ	ケヤリムシ	ケヤリムシ科	ケヤリムシ科	Sabellidae	○	○
24		—	カンザシコカイ	カンザシコカイ科	カンザシコカイ科	Serpulidae	○	○
25	節足動物	顎脚	無柄	イワフジツボ	イワフジツボ	<i>Chthamalus challengerii</i>	○	○
26		—	—	フジツボ	タラジマフジツボ	<i>Balanus amphitrite</i>	○	○
27		—	—	—	サンカクフジツボ	<i>Balanus trigonus</i>	○	○
28		—	—	—	サンオウフジツボ	<i>Perforatus perforatus</i>	○	○
29		軟甲	十脚	オウギカニ	スバスバオウギザニ	<i>Sphaerognathus nitidus</i>	○	○
30		—	—	—	クセカニ	Mollusca	○	○
31	棘皮動物	ヒトデ	アカヒトデ	イモカニヒトデ	イモカニヒトデ	<i>Asterina pectinifera</i>	○	○
32		ウニ	サンショウウニ	サンショウウニ	サンショウウニ	<i>Tegomphus torquatus</i>	○	○
33	脊索動物	ホヤ	マメボヤ	ユウレイボヤ	ユウレイボヤ属	<i>Ciona</i> sp.	○	○
34		—	マボヤ	イタボヤ	イタボヤ科	Botryllidae	○	○
35		—	—	シロボヤ	クロマメイタボヤ	<i>Polysiphonia (Polysiphonia) setacea</i>	○	○
36		—	—	—	シロボヤ	<i>Styela pinnata</i>	○	○
37		—	—	—	ホヤ綱（単体性）	ASCIDIACEA (solitary)	○	○
38		—	—	—	ホヤ綱（群体性）	ASCIDIACEA (colonial)	○	○
計	8門	13綱	24目	36科		種類数	30種	31種

注：1. 種名及び配列は以下の文献に準拠した。

2. 原色検索日本海岸動物図鑑Ⅰ（保育社 平成4年）
3. 原色検索日本海岸動物図鑑Ⅱ（保育社 平成7年）
4. 日本産近海貝類図鑑第二版（東海大学出版 平成29年）

出典：「令和4年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和5年3月、川崎市港湾局」

か) 魚介類

魚介類の調査結果の概要は、表 2-9. 14に示すとおりである。

表 2-9. 14(1) 魚介類確認種一覧（夏季）

調査方法：夏季は底曳網

No.	門	綱	目	科	種名	学名	調査地点			
							St. 1 扇島東水路		St. 2 京浜運河	
							個体数	湿重量(g)	個体数	湿重量(g)
1	脊椎動物	硬骨魚	ニシン	ニシン	サッパ	<i>Sardinella zunasi</i>	1	0.6		
2			スズキ	スズキ	スズキ	<i>Lateolabrax japonicus</i>	1	880.0		
3				アジ	マアジ	<i>Trachurus japonicus</i>	47	1,024.9	16	294.4
4				ニベ	シログチ	<i>Pennahia argentata</i>	5	736.2	2	234.1
計	1 門	1 綱	2 目	4 科	種類数		4 種		2 種	
					個体数・湿重量(g)合計		54	2,641.70	18	528.50

注 1：単位：個体数・湿重量(g)/全量

2：種名及び配列は「令和 4 年度河川水辺国勢調査（(公)リバーフロント研究所 令和 4 年）」に準拠した。

出典：「令和 4 年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」

表 2-9. 14(2) 魚介類確認種一覧（冬季）

調査方法：冬季は桁曳網

No.	門	綱	目	科	種名	調査地点	St. 1 扇島東水路		St. 2 京浜運河	
						学名	個体数	湿重量(g)	個体数	湿重量(g)
1	棘皮動物	ナマコ	楯手	シクナマコ	マナマコ	<i>Apostichopus armata</i>			1	225.00
2	軟体動物	頭足	コウイカ	ダンゴイカ	ニヨリミミイカ	<i>Euprymna berryi</i>			1	10.50
3	脊椎動物	硬骨魚	スズキ	コチ	マゴチ	<i>Platycephalus</i> sp.2	1	440.00	1	460.00
4				ネズッポ	ハタタテヌメリ	<i>Repomucenus valenciennei</i>			1	84.00
5			カレイ	カレイ	マコガレイ	<i>Pseudopleuronectes yokohamae</i>			1	3.00
6				カワハギ	アミメハギ	<i>Rudarius ercodes</i>			1	9.00
計	3 門	3 綱	5 目	6 科	種類数		1 種		6 種	
					個体数・湿重量(g)合計		1	440.00	6	791.50

注 1：単位：個体数・湿重量(g)/全量

2：種名及び配列は「令和 4 年度河川水辺国勢調査（(公)リバーフロント研究所 令和 4 年）」に準拠した。

出典：「令和 4 年度川崎港環境現況調査委託報告書、令和 5 年 3 月、川崎市港湾局」